

第2期 湖西市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

静岡県 湖西市



はじめに

湖西市では、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、平成26年度に「湖西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援施策を展開してきました。

国は、少子化対策として子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和元年度に幼児教育・保育の無償化を実施しましたが、待機児童の増加が懸念されるとともに保育現場での深刻な人材不足に加え、児童虐待や園外活動中の交通事故など、子どもを取り巻く環境はより複雑化、多様化しています。

湖西市におきましても、少子高齢化や人口減少は大きな問題であり、対策として「職住近接」、昼夜間人口差の解消を目指し、湖西市に住んで働きたいと思える魅力ある市の実現を目指して、

- ①子育て・教育の支援、充実
- ②産業の振興（雇用の増加）
- ③観光・シティプロモーション

を三本柱に、10年後、20年後、50年後を見据え、施策を推進しています。

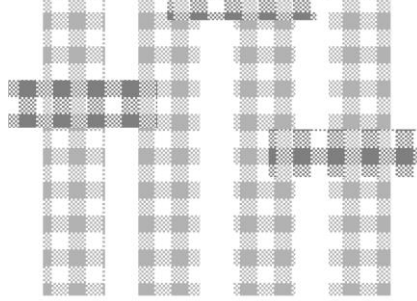
今回、基本理念を「一人ひとりの笑顔があふれる KOSAI」とし、令和6年度までの子育て支援事業の提供や実施等について定めた「第2期 湖西市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画が、湖西市が持続可能な発展を続け、子どもたちが住んで働きたいと思えるまちづくりの一助になればと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご指導をいただきました湖西市子ども・子育て会議委員の皆さま、アンケート調査にご回答いただいた保護者の皆さま及びパブリックコメントをお寄せいただいた市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和2年3月



湖西市長 **影山剛士**



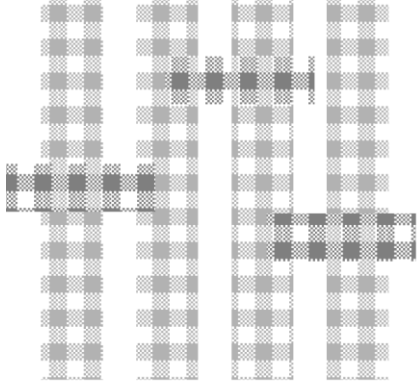
目次

CONTENTS

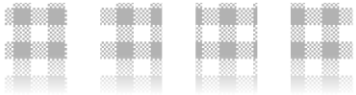


第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取組..	4
3 制度改正等のポイント	5
4 計画の期間.....	7
5 計画の法的根拠と位置づけ.....	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状..	11
1 統計からみる湖西市の子ども・子育ての現状	11
2 アンケート調査の結果概要.....	20
第3章 計画の基本理念.....	41
1 計画の基本理念.....	41
2 計画の基本目標.....	42
3 施策の体系.....	43
第4章 施策の展開.....	47
1 教育・保育提供区域の設定.....	47
2 教育・保育の量の見込み.....	47
3 地域子ども・子育て支援事業.....	51
4 教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保.	61
5 子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保の内容	61
第5章 行動計画	65
1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり...	65
2 子どもと親の健康を守るまちづくり	74
3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり	81
4 安心して子どもを育てられるまちづくり.....	87

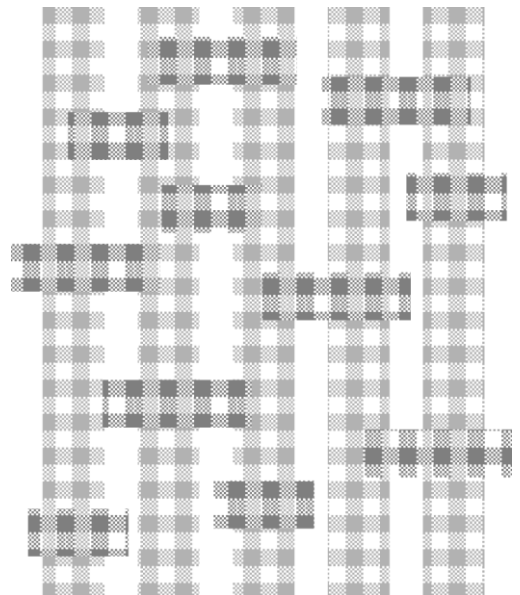
第6章 推進体制	93
1 市民及び関係団体等との連携による推進.....	93
2 計画の周知の推進	93
3 計画の進行管理	93
資料編	97
1 湖西市子ども・子育て会議条例	97
2 子ども・子育て会議委員名簿	99
3 策定経過.....	100



第1章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

湖西市（以下「本市」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「みんなで育む 子どもと親の笑顔が輝くまち」を基本理念とした『湖西市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

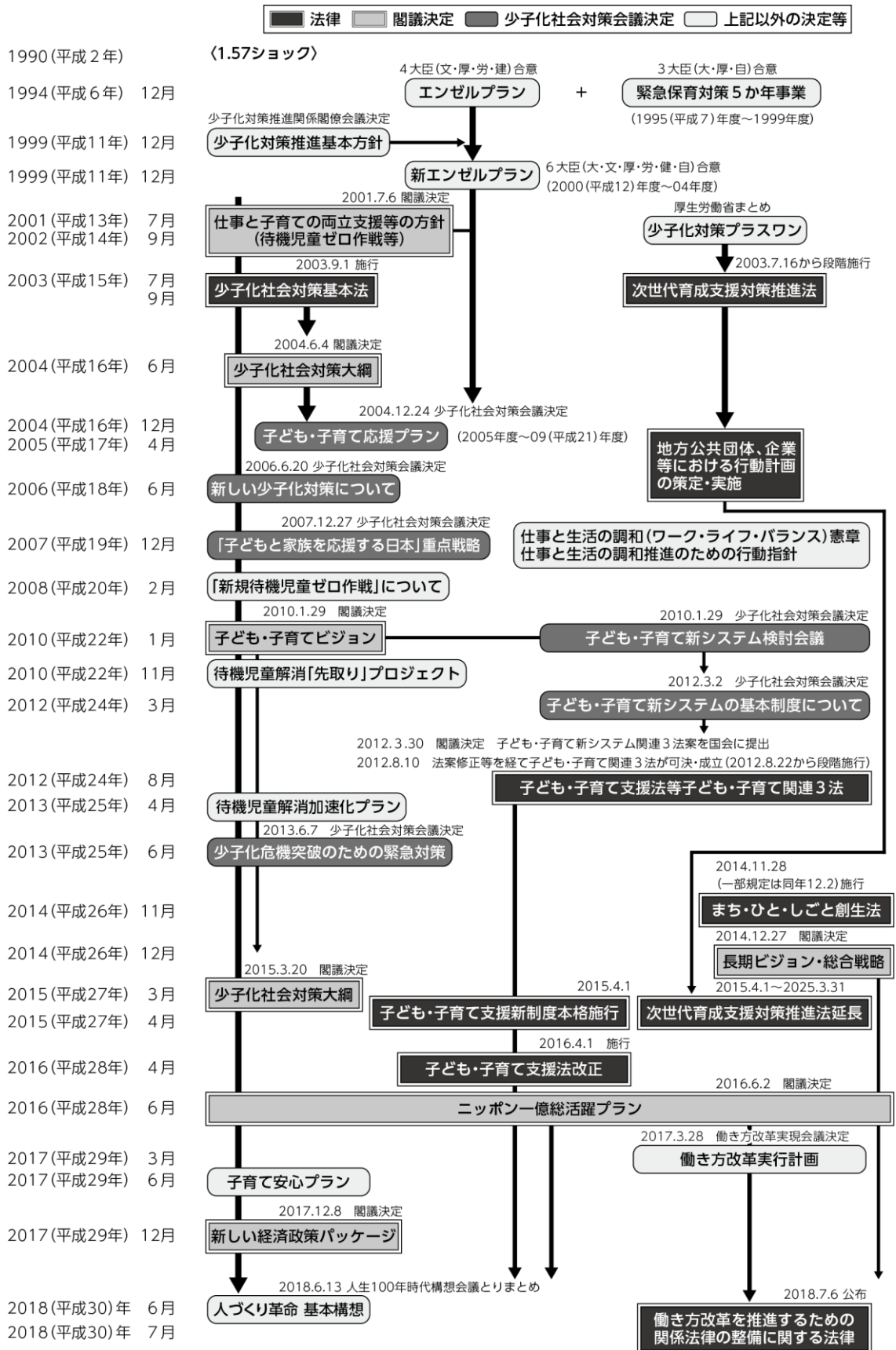
一方、国の動向をみると、平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取組の支援を行う等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関する様々な法律等が施行・改正されています。（P4「2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取組」参照）

また、人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る観点から、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートしています。

これからの子ども・子育て支援事業は、平成27年度から施行された子ども・子育て支援法の下で、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「子どもの最善の福祉」が実現される社会を目指す必要があります。子どもの視点に立ち、人権を尊重し、性差による固定的な対応をしない配慮や、他者への理解と寛容の心を育てる取組により、子どもが安心して自分らしく生きる権利を保障していきます。

本市では、上記の動向を踏まえ、現行計画の進捗状況の確認及び課題の整理とともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握し、本市における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保及びその実施時期等を盛り込んだ「第2期 湖西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、社会全体で支援していきます。

2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取組



参考：内閣府資料

3 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

子ども・子育て支援法の一部改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

●幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までの全ての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

●広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

①幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村等は幼児教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

②保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行うこと。

④地域子ども・子育て支援事業の見込量等

子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。

利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。

放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。また、「小1の壁」や「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童会のさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目指し、事業を充実すること。

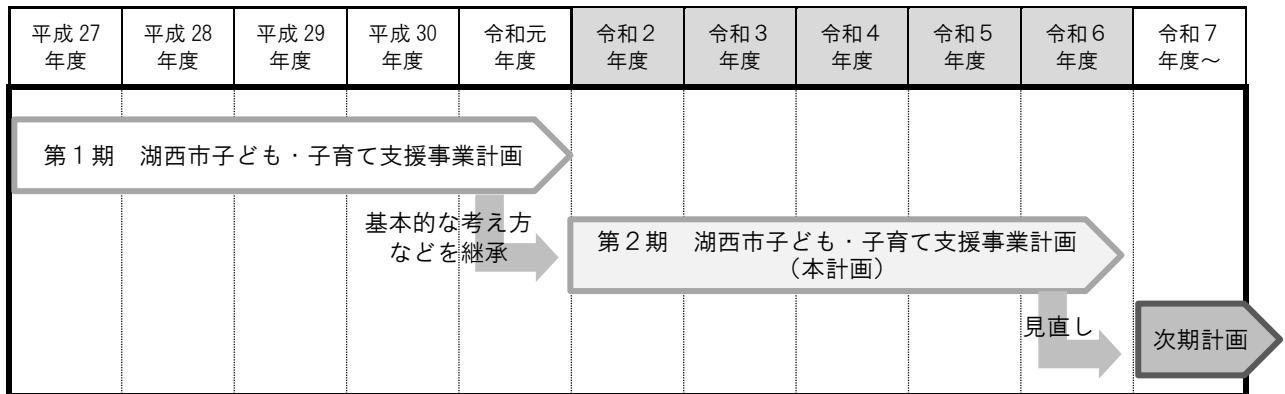
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成 28 年6月の改正によって、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成 30 年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

4 計画の期間

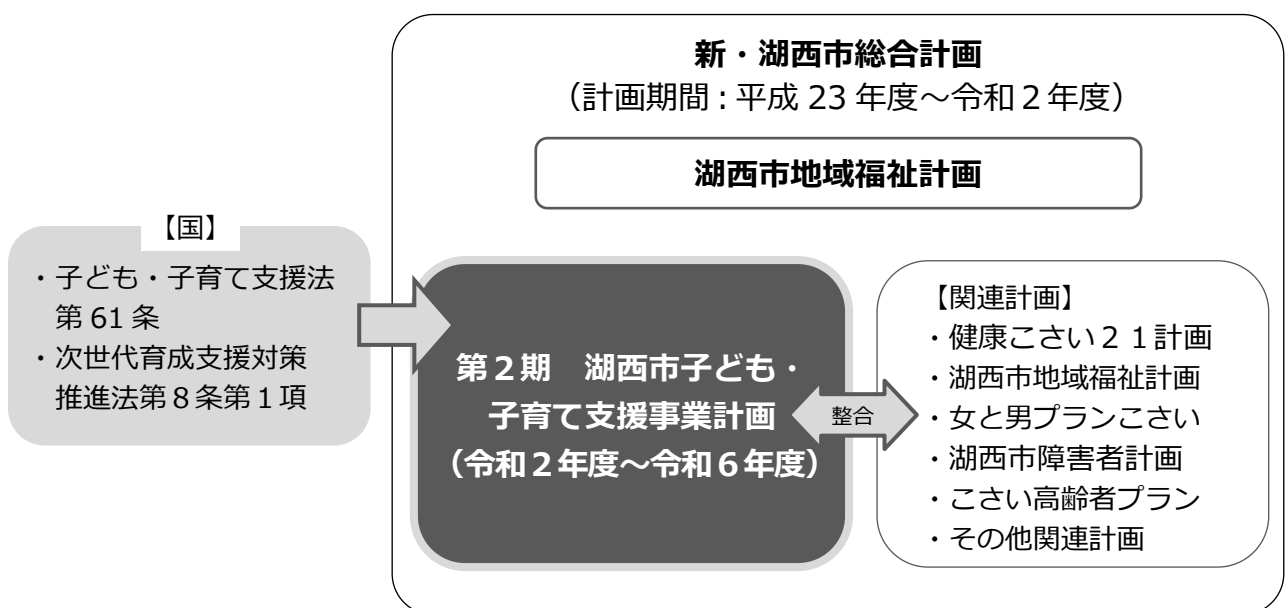
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。「第1期 湖西市子ども・子育て支援事業計画」とは関わりが深いので、その基本的な方向性や該当する取組について継承していきます。

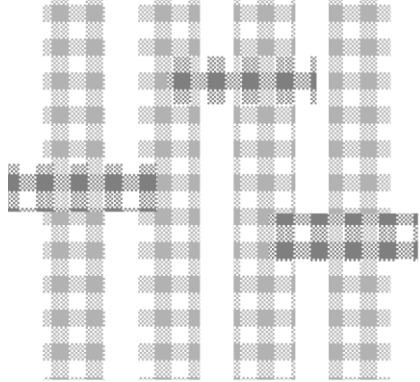
計画最終年度までに計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。



5 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「新・湖西市総合計画」を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「湖西市地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

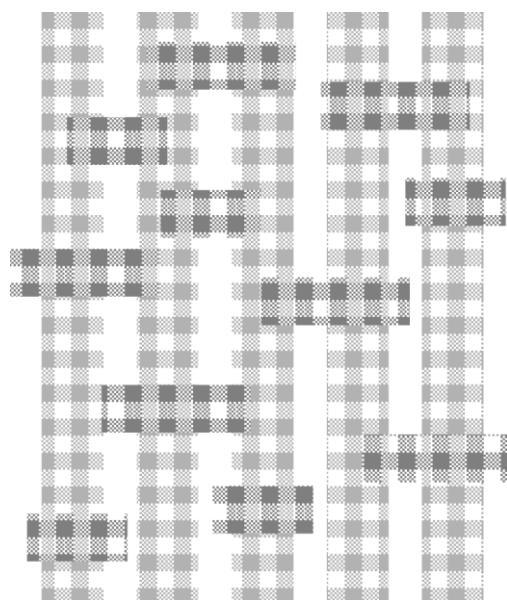




第2章



子ども・子育てを取り巻く現状



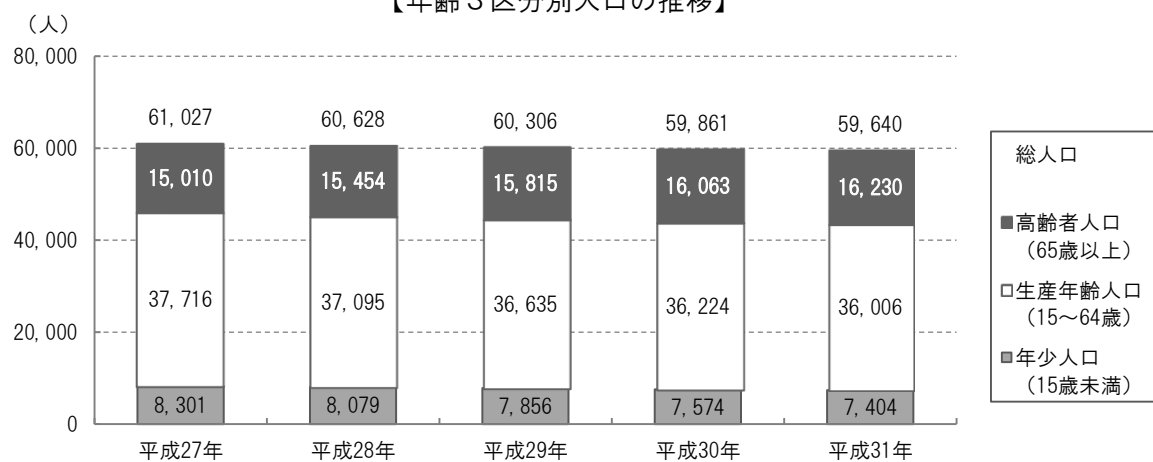
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計からみる湖西市の子ども・子育ての現状

(1) 人口の状況

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、平成27年以降高齢者人口（65歳以上）は増加しており、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）はともに減少しています。

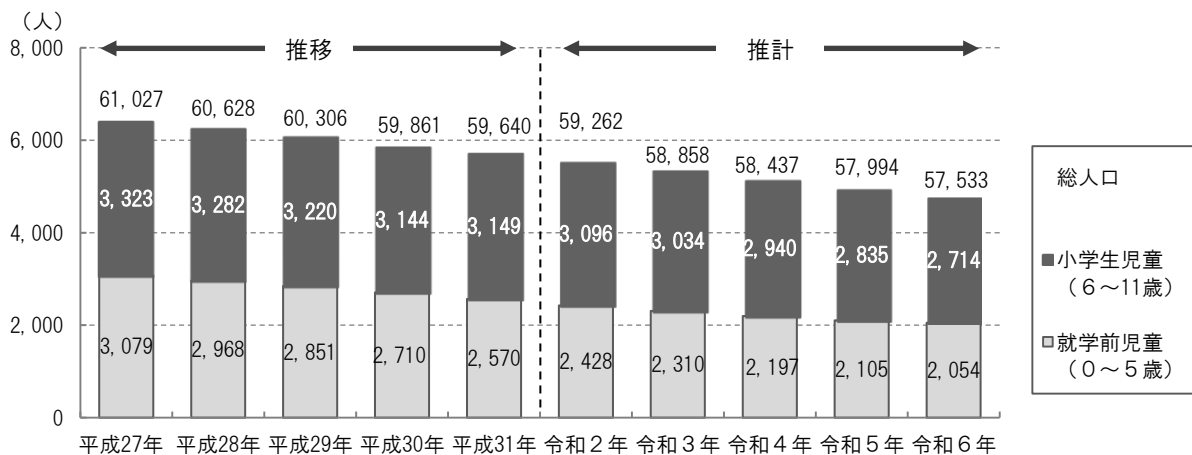
【年齢3区分別人口の推移】



出典：「住民基本台帳」各年3月31日現在

0～11歳の児童人口の推移と推計をみると、平成27年以降、就学前児童（0～5歳）、小学生児童（6～11歳）ともに減少しており、令和2年以降も減少する見込みです。

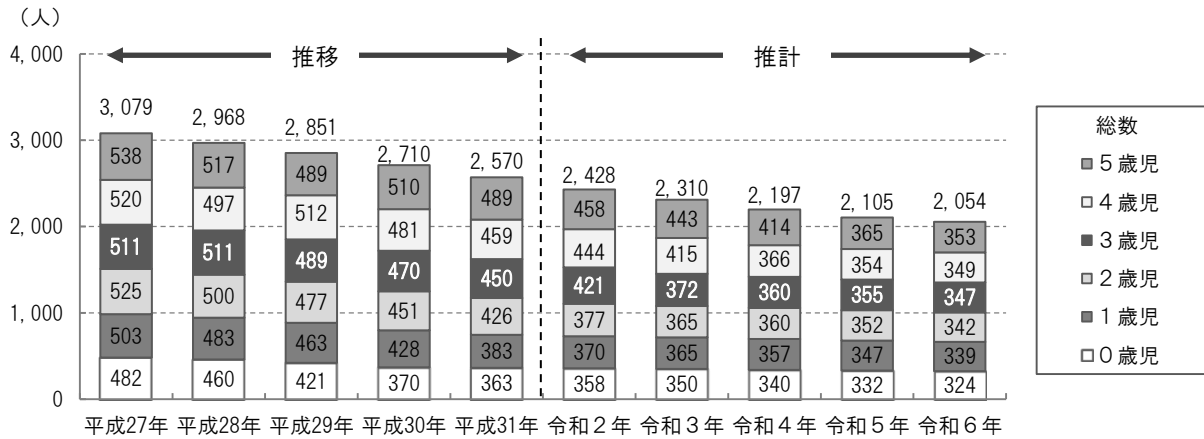
【児童（0～11歳）人口の推移と推計】



出典：実績値…「住民基本台帳」各年3月31日現在
推計値…コーホート変化率法により算出

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口の推移と推計をみると、各年齢ともに微増している年もあるものの、総数では平成27年以降減少しています。

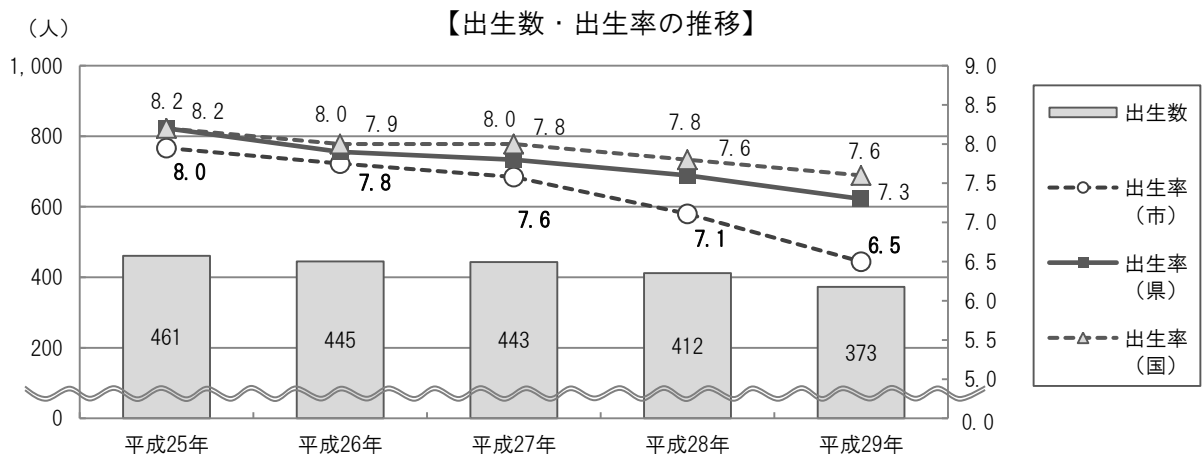
【就学前児童（0～5歳）人口の推移と推計】



出典：「住民基本台帳」各年3月31日現在

(2) 出生の状況

出生数と出生率¹の推移をみると、出生数は減少傾向にあり、出生率も同様の結果となっています。また、出生率を国や静岡県の数値と比較するといずれの年も下回っています。

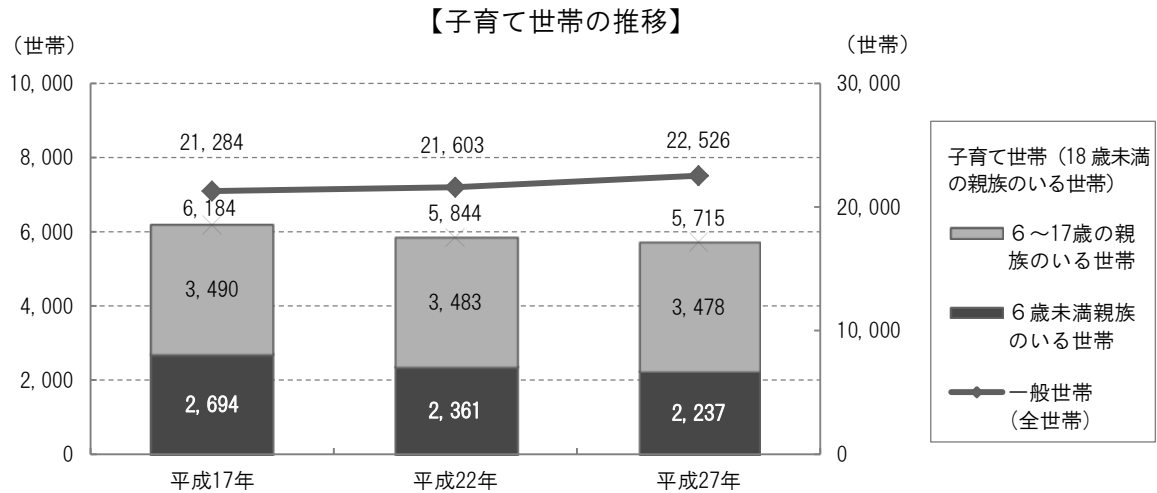


出典：(全国・県) 平成25年から平成29年静岡県人口動態統計の概要
(各年10月1日現在人口) 静岡県
(市) 平成25年から平成29年人口動態調査 厚生労働省

¹出生率：1年間の出生数と総人口から割り出された数値で、人口1,000人に対してその年に生まれた子どもの人数を表す。

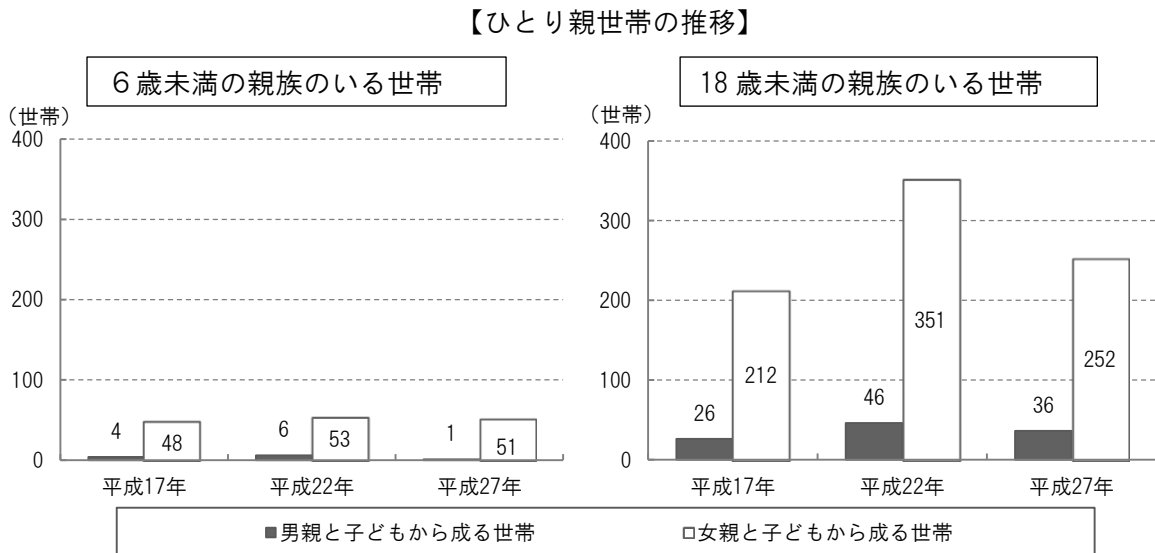
(3) 世帯の状況

子育て世帯（18歳未満の親族のいる世帯）の推移をみると、一般世帯（全世帯）数は増加傾向にあるものの、子育て世帯（18歳未満の親族のいる世帯）数は減少しています。



出典：総務省統計局「平成17年、平成22年、平成27年国勢調査結果」

18歳未満の親族がいるひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯ともに、平成22年に増加しましたが、平成27年には微減しています。

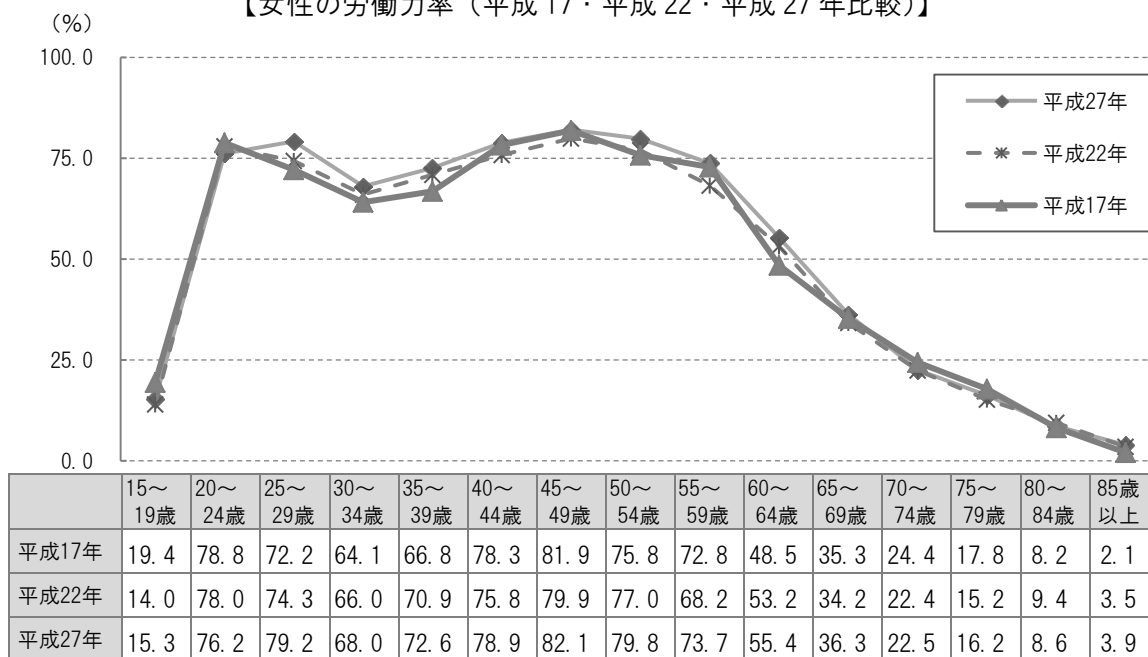


出典：国勢調査

(4) 女性の就業の状況

女性の労働力率をみると、20代後半から30代では結婚や出産などにより離職し、その後復帰することを示すM字カーブとなっています。しかし、平成17年、平成22年と比べると、平成27年では、全体的に労働力率が増加傾向にあります。

【女性の労働力率（平成17・平成22・平成27年比較）】

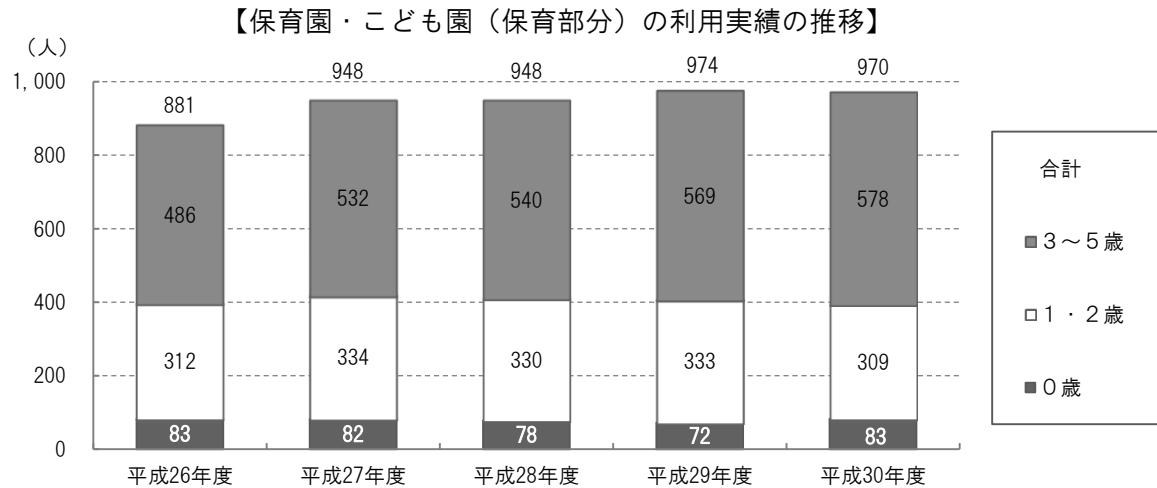


出典：国勢調査

(5) 保育園・幼稚園の状況

① 保育園

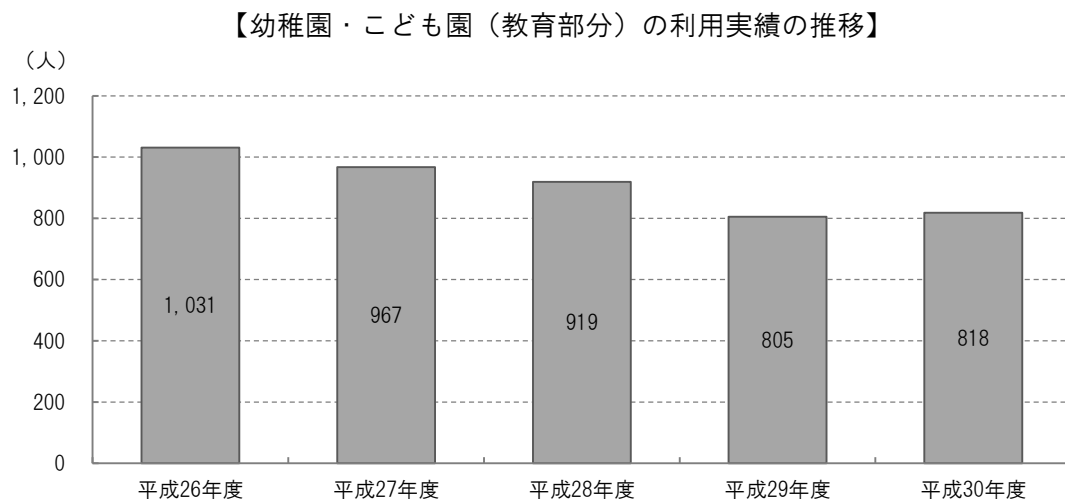
保育園・こども園（保育部分）の利用実績は、平成25年度に認可外保育園1園が認可保育園へ移行したこと及び認定こども園1園が創設された影響もあり、平成26年度から平成30年度にかけて89人の増加となっています。



出典：幼児教育課

② 幼稚園

幼稚園・こども園（教育部分）の利用実績は、平成29年度から平成30年度にかけて13人の増加があるものの、おおむね緩やかに減少しています。平成26年度から平成30年度にかけては213人の減少となっています。



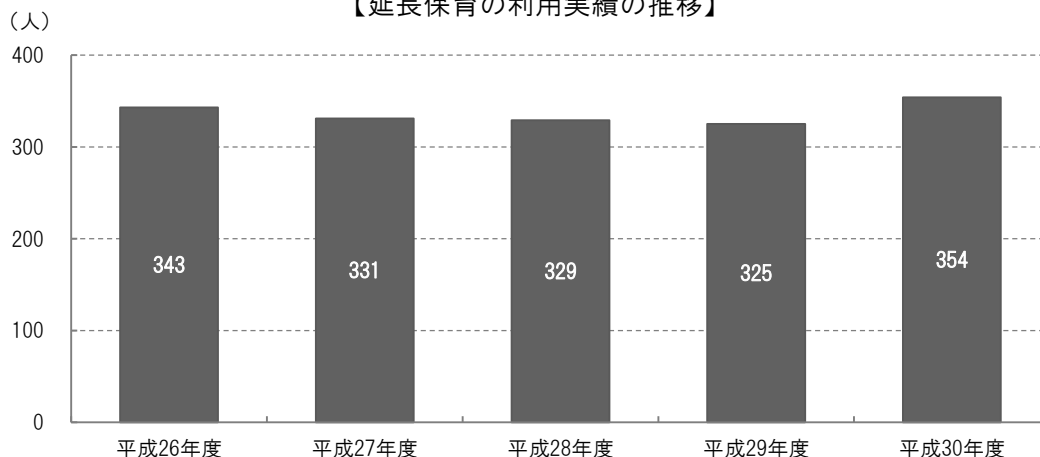
出典：幼児教育課

(6) 子育て支援サービスの利用状況

① 延長保育

延長保育の利用実績は、おおむね横ばい傾向にあり、平成26年度から平成30年度にかけて11人の増加となっています。

【延長保育の利用実績の推移】



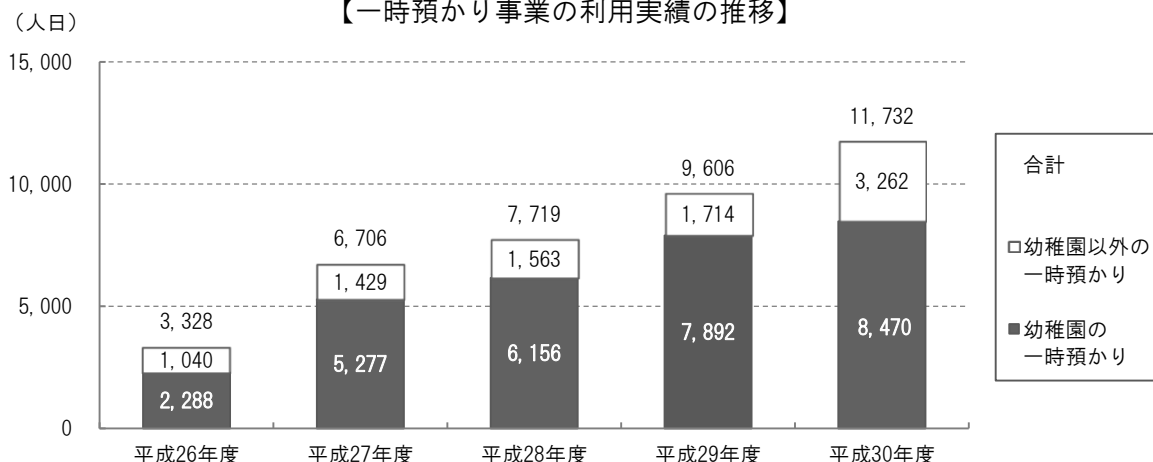
出典：幼児教育課

② 一時預かり事業

一時預かり事業の利用実績は、幼稚園の一時預かりについては、平成26年度までは3園で実施しており、平成27年度から2園が新たに実施開始し、計5園で行っています。また、平成28年度から長期休園日の一時預かりも開始し、年々利用者が増加しており、平成26年度から平成30年度にかけては6,182人の増加となっています。

幼稚園以外の一時預かりについては、保育園等に入園できなかった未就園児を対象に預かる緊急一時預かりを平成29年度から新居幼稚園の空き教室で実施開始したこと及び平成30年度から1園が新たに実施開始したことから、平成26年度から平成30年度にかけては2,222人の増加となっています。

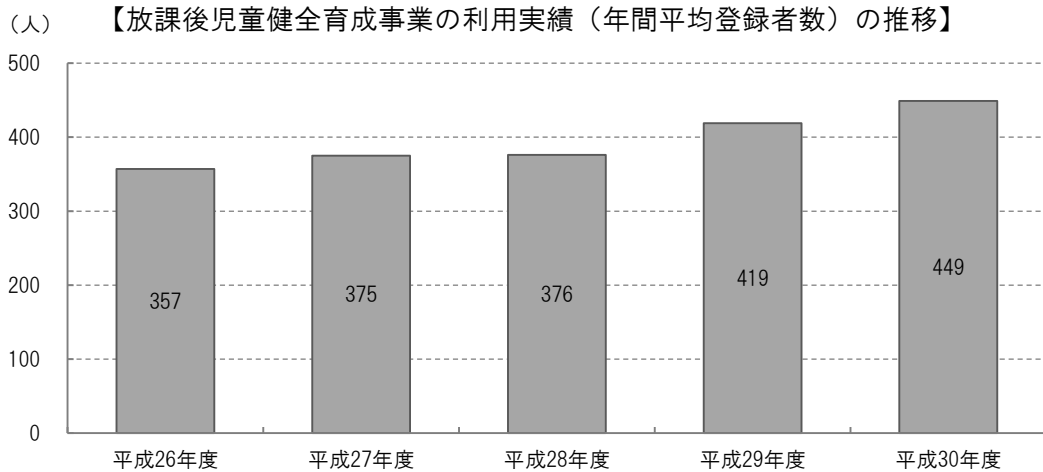
【一時預かり事業の利用実績の推移】



出典：幼児教育課

③放課後児童健全育成事業

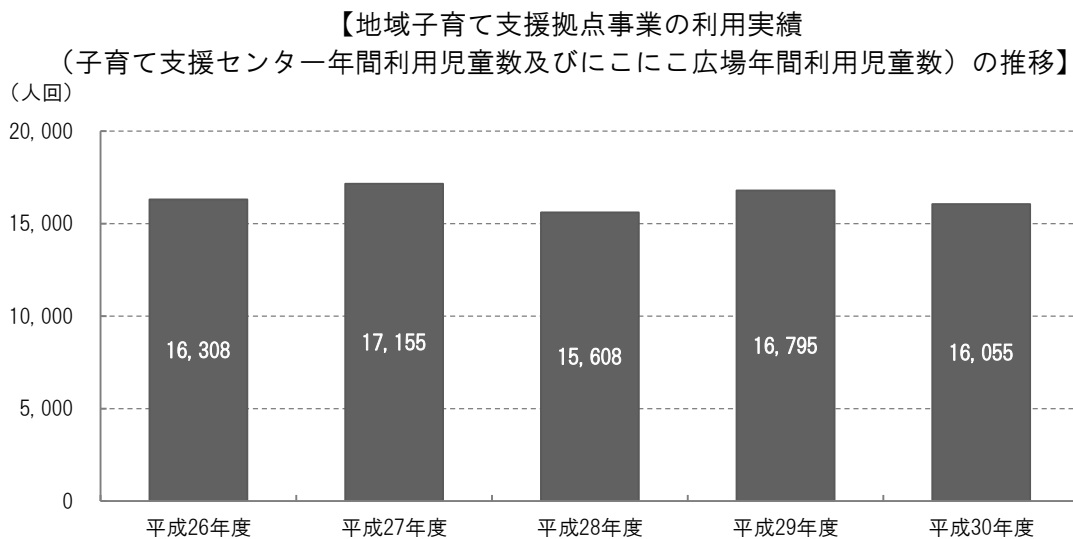
放課後児童健全育成事業の利用実績は、平成26年度から平成30年度にかけて92人増加しています。



出典：子育て支援課

④地域子育て支援拠点事業

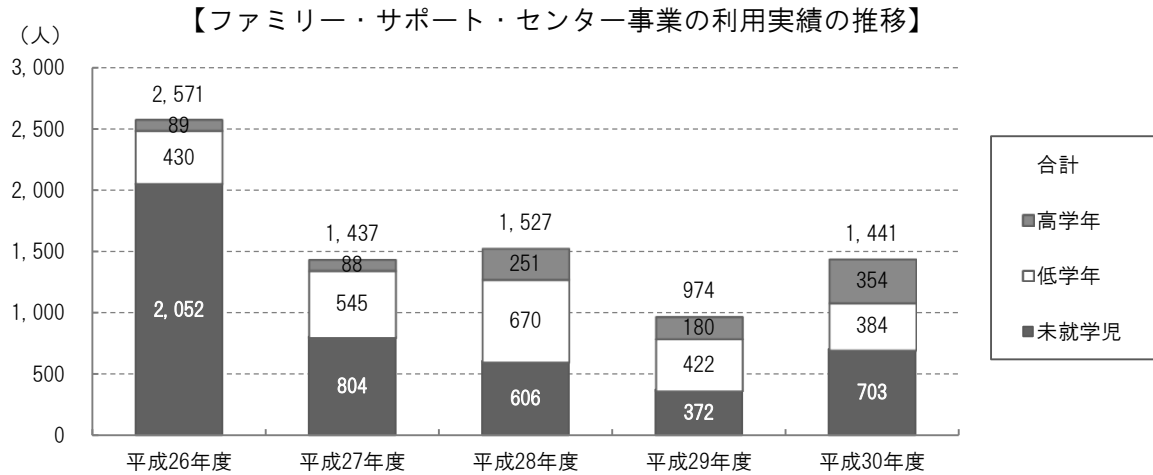
地域子育て支援拠点事業の利用実績は、おおむね横ばい傾向にあり、平成26年度から平成30年度にかけて、16,000人前後で推移しています。



出典：子育て支援課

⑤ファミリー・サポート・センター事業

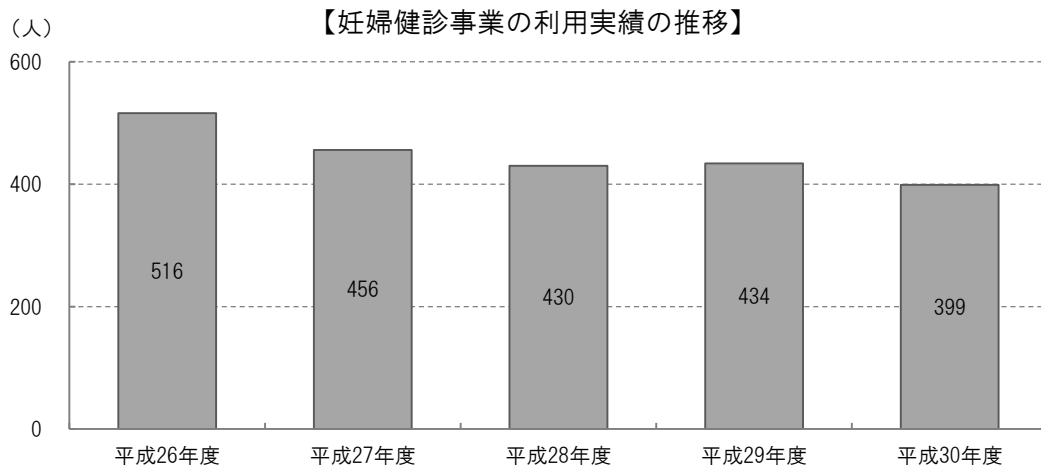
ファミリー・サポート・センター事業の利用実績は、平成26年度から平成29年度にかけてはおおむね減少傾向にありましたが、平成29年度から平成30年度にかけては467人の増加となっています。



出典：子育て支援課

⑥妊婦健診事業

妊婦健診事業の利用実績は、年々減少傾向にあり、平成26年度から平成30年度にかけて117人減少していますが、一度も受診せずに出産を迎えた妊婦はいませんでした。

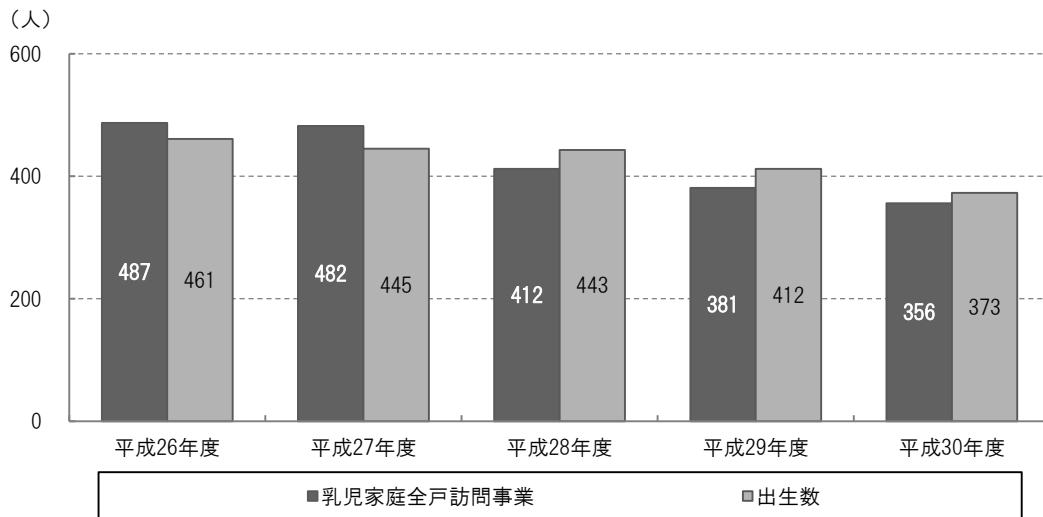


出典：子育て支援課

⑦乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の利用実績は、年々減少傾向にあり、平成26年度から平成30年度にかけて131人減少しています。出生数と利用実績の差は、長期の入院や里帰りのため生後4か月までに訪問できなかったことや複数回家庭訪問をしたことなどによるものです。

【乳児家庭全戸訪問の利用実績の推移】



出典：子育て支援課

2 アンケート調査の結果概要

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の策定資料として、保育ニーズや湖西市の子育て支援サービスの利用状況と利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

②調査概要

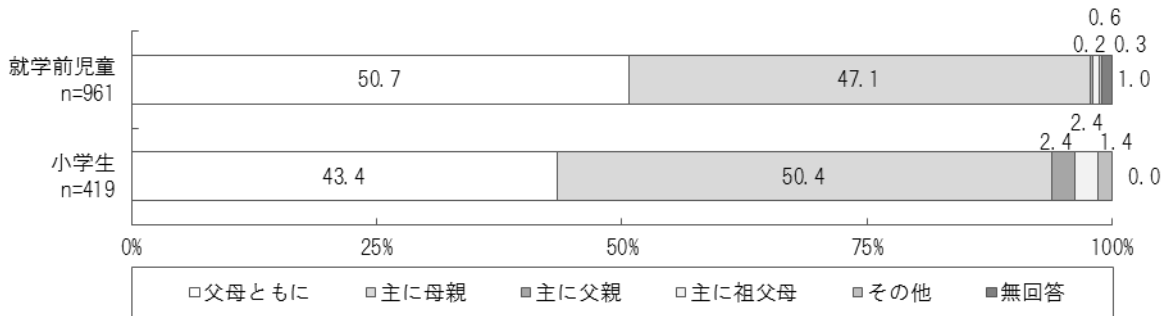
【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

項目	就学前児童用	小学生用
調査対象者	湖西市在住の 就学前児童を持つ保護者	湖西市在住の 小学生を持つ保護者
標本数	2,018 件	1,000 件
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数	961 件	419 件
回収率	47.6%	41.9%
調査時期	平成30年12月6日～12月21日	

(2) アンケート調査の結果概要

①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

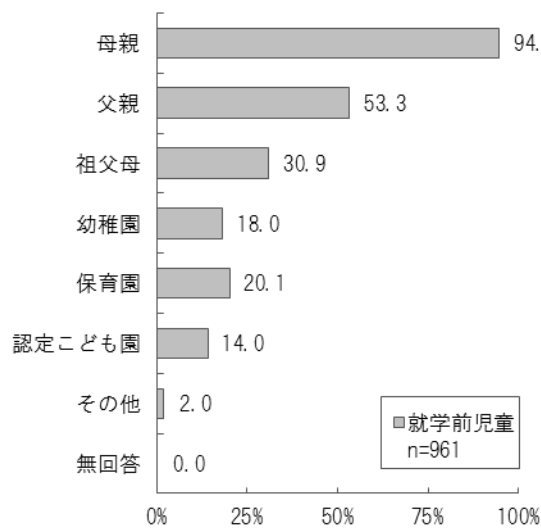
主な保育者の状況を見ると、就学前児童・小学生いずれも「父母ともに」「主に母親」で9割以上を占めています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

②日常的に子育てに関わっている方（施設含む）〈複数回答〉

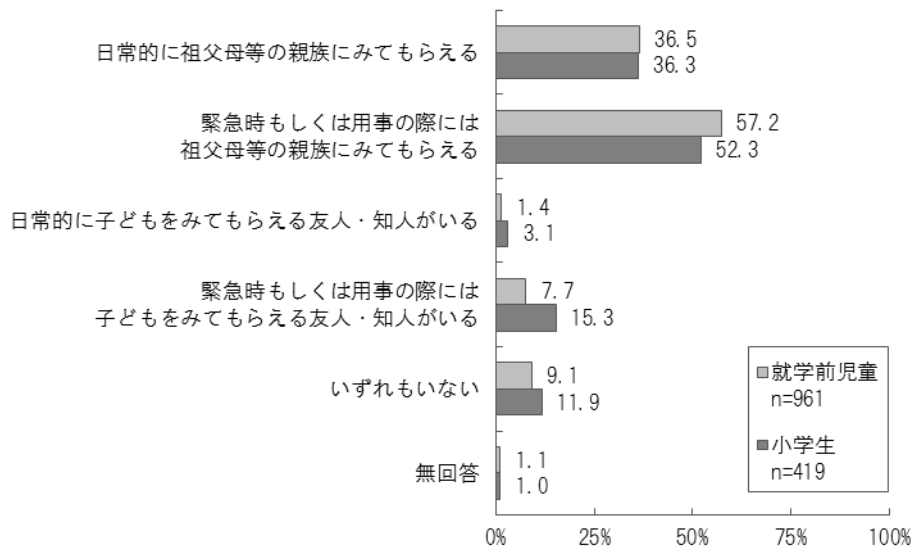
日常的に子育てに関わっている方をみると、「母親」（94.5%）が最も高く、次いで「父親」（53.3%）、「祖父母」（30.9%）となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

③日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

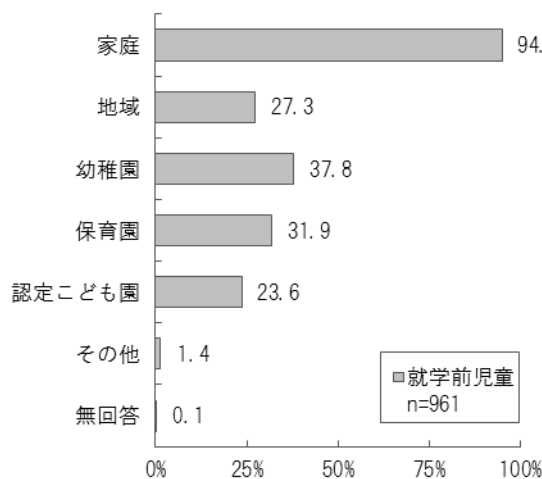
親族・知人等協力者の状況をみると、就学前児童・小学生いずれも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童57.2%・小学生52.3%）が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童36.5%・小学生36.3%）となっています。一方で、「いずれもない」と回答した方が就学前児童・小学生いずれも1割前後いる状況です。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

④子育てに最も影響を与えると思われる環境〈複数回答〉

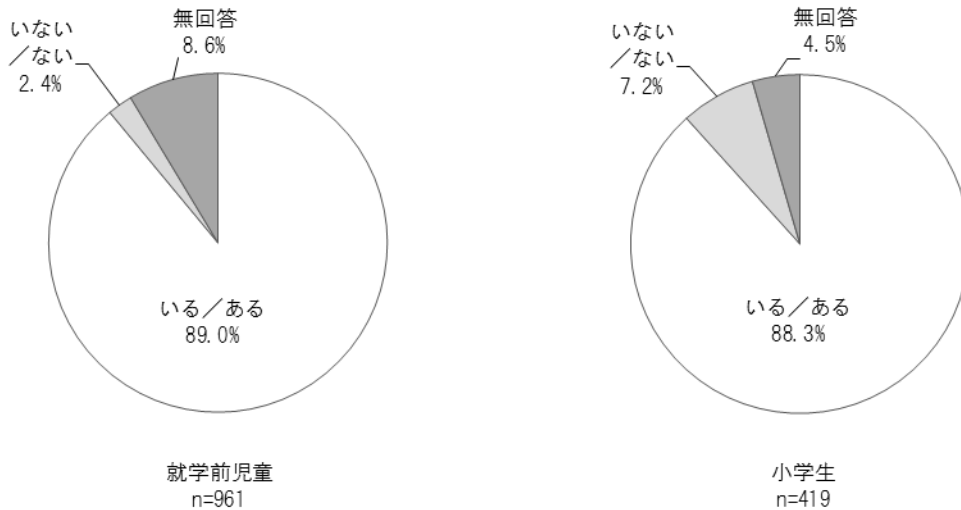
子育てに影響を与える環境をみると、「家庭」（94.8%）が最も高く、次いで「幼稚園」（37.8%）、「保育園」（31.9%）となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑤子育てについて気軽に相談できる人（場所）の有無〈単数回答〉

気軽に相談できる人（場所）の有無をみると、就学前児童・小学生いずれも約9割が「いる／ある」と回答しています。



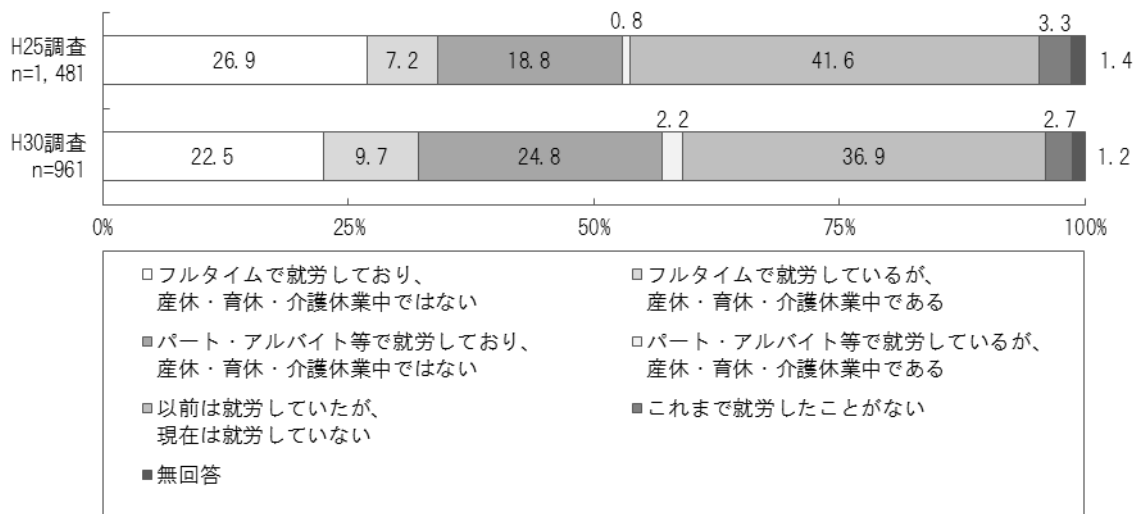
出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑥保護者の就労状況（経年比較）〈単数回答〉

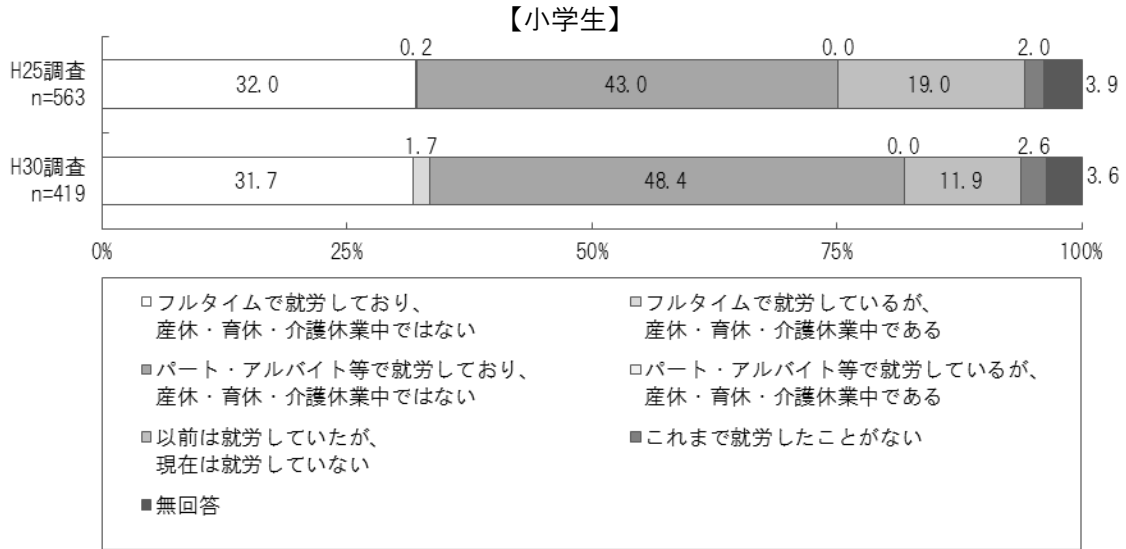
母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している（休業中も含む）方は、就学前児童の母親では59.2%、小学生の母親では81.8%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童の母親では11.9%、小学生の母親では1.7%となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では5.5ポイント、小学生では6.6ポイント高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では3.9ポイント高くなっています。

【就学前児童】



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書



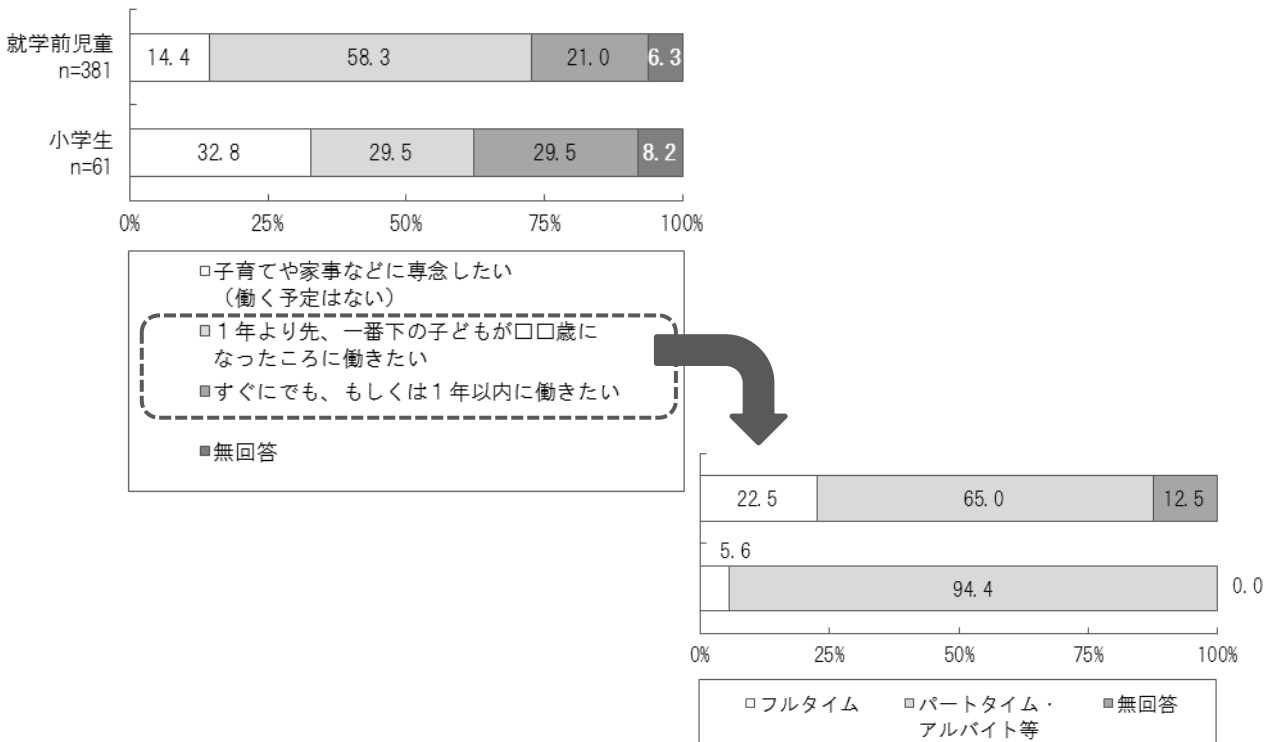
※「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労

※「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑦現在、就労していない方の就労希望・就労形態（母親）〈単数回答〉

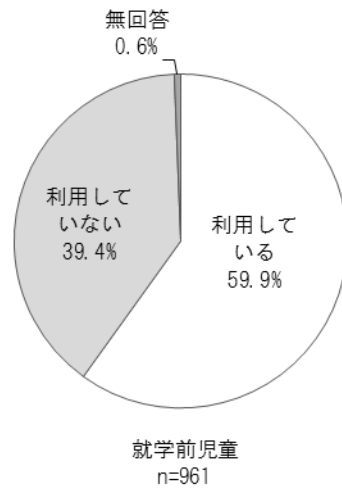
現在就労していないが今後の就労希望がある就学前児童の母親をみると、79.3%となっており、内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに働きたい」（58.3%）、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」（21.0%）となっています。希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」（65.0%）、「フルタイム」（22.5%）となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑧定期的な教育・保育事業の利用の有無／利用希望〈単数回答〉

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が約6割を占めています。



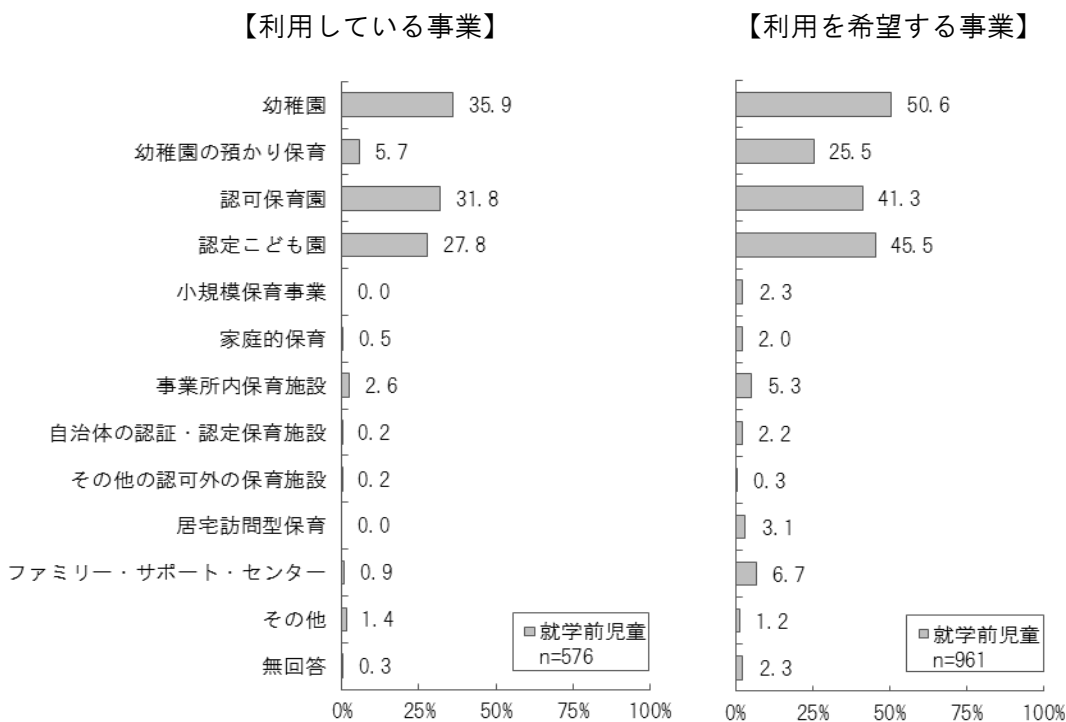
※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育園など、「⑨平日に利用している／利用したい教育・保育事業」に示す事業が含まれる。

出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑨平日に利用している／利用したい教育・保育事業〈複数回答〉

利用している事業をみると、「幼稚園」(35.9%)が最も高く、次いで「認可保育園」(31.8%)、「認定こども園」(27.8%)となっています。

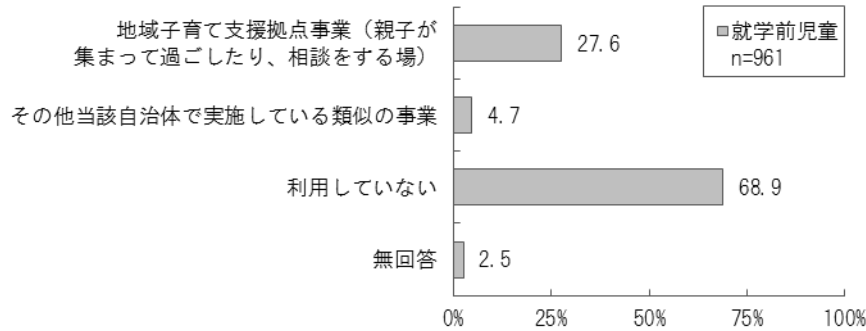
利用を希望する事業をみると、「幼稚園」(50.6%)が最も高く、次いで「認定こども園」(45.5%)、「認可保育園」(41.3%)となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑩現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉

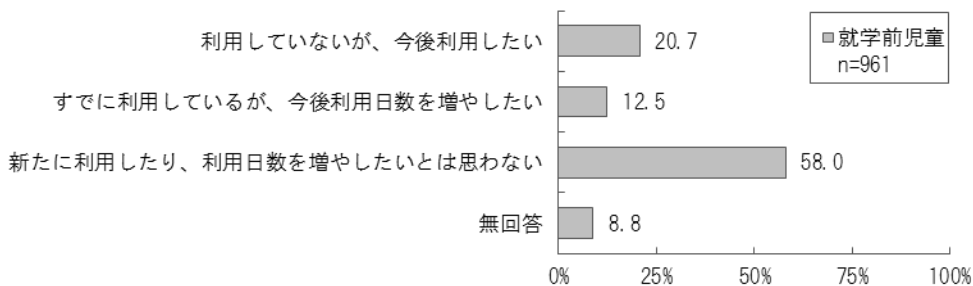
現在の地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業を利用している方」は27.6%となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑪地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉

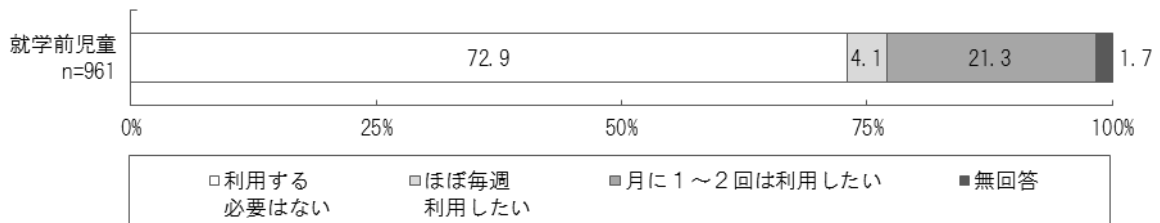
地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.0%となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑫土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望（一時的な利用は除く）〈単数回答〉

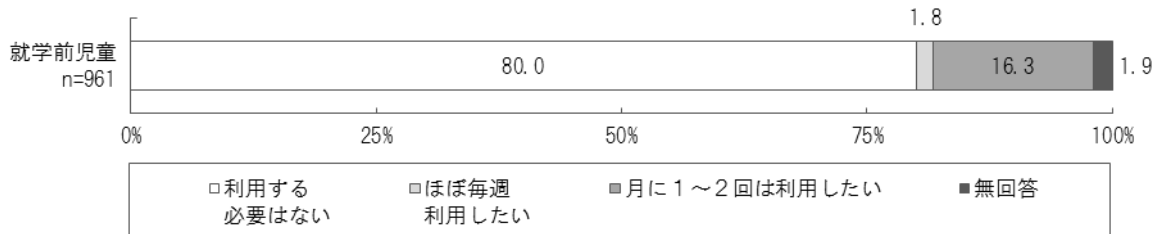
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」（4.1%）、「月に1～2回は利用したい」（21.3%）となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑬日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（一時的な利用は除く）〈単数回答〉

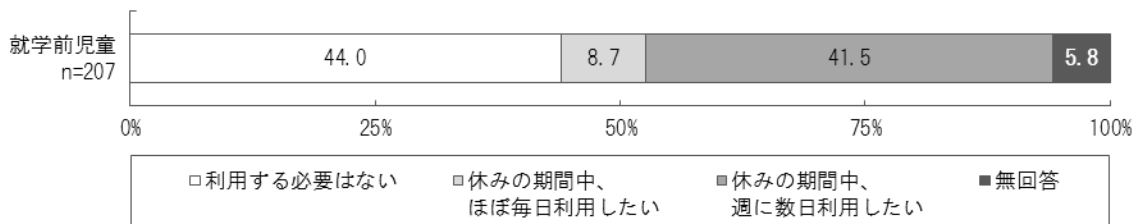
日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」（1.8%）、「月に1～2回は利用したい」（16.3%）となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑭夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉

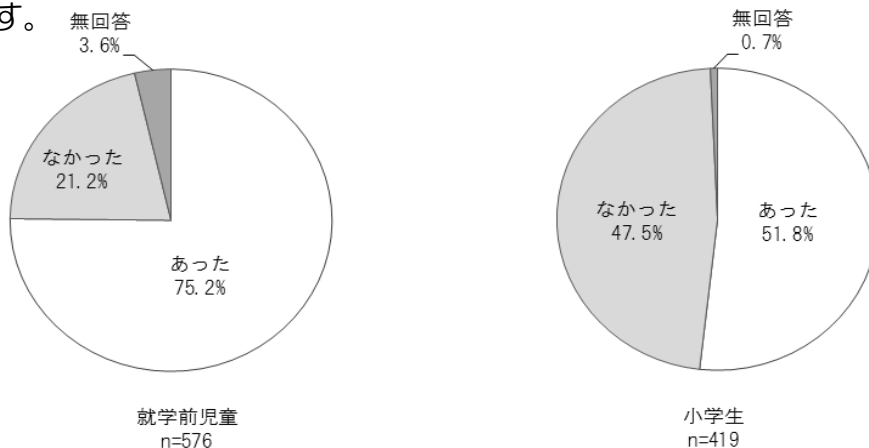
長期休暇中の教育・保育事業の利用希望をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（8.7%）、「休みの期間中、週に数日利用したい」（41.5%）となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑮この1年間に、子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった（小学生は学校を休まなければならなかった）ことの有無〈単数回答〉

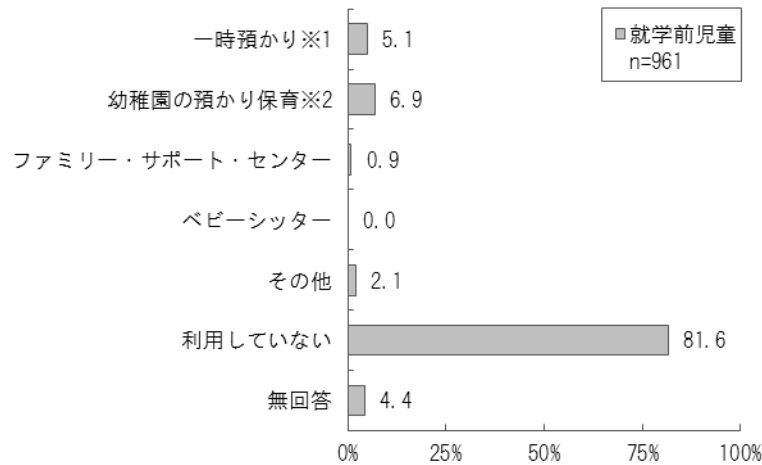
病気やケガで、通常の教育・保育の事業が利用できなかったことが、「あった」と回答した方をみると、就学前児童では75.2%、小学生では51.8%となっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑩日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業〈複数回答〉

不定期に利用している教育・保育事業の状況をみると、「利用していない」が8割を占め、「幼稚園の預かり保育」(6.9%)、「一時預かり」(5.1%)となっています。



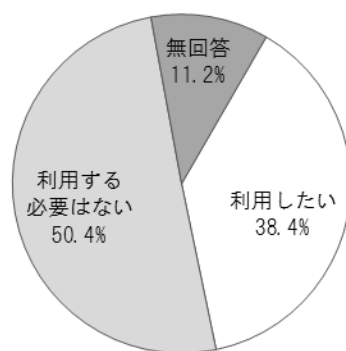
※1 一時預かり：私用など理由を問わずに保育園などで一時的に子どもを保育する事業

※2 幼稚園の預かり保育：通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ

出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑪私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時保育事業を利用したいか〈単数回答〉

一時保育事業※の利用希望をみると、「利用したい」と回答した方は、38.4%となっています。



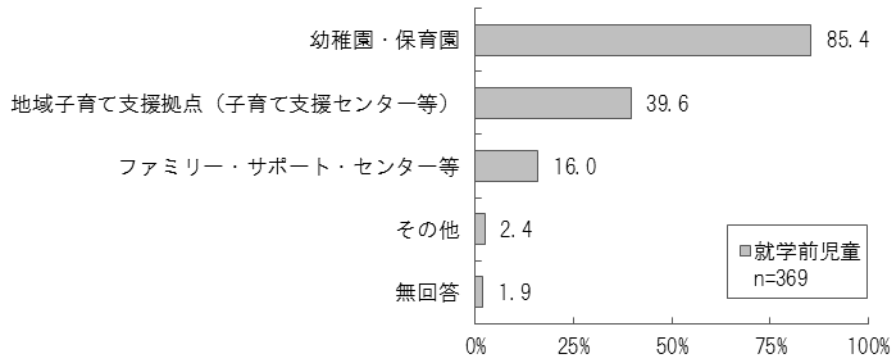
就学前児童
n=961

※一時保育事業：一時預かり、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター等の総称。

出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑱希望する事業形態（⑰で「利用したい」を選んだ方）〈複数回答〉

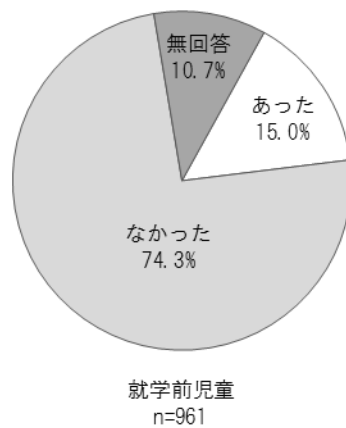
一時保育として子どもを預ける場合の望ましい事業形態をみると、「幼稚園・保育園」（85.4%）が最も高くなっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑲この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無〈単数回答〉

この1年間に保護者の用事等で子どもを泊りがけでみてもらったことが、「あった」と回答した方は、15.0%となっています。



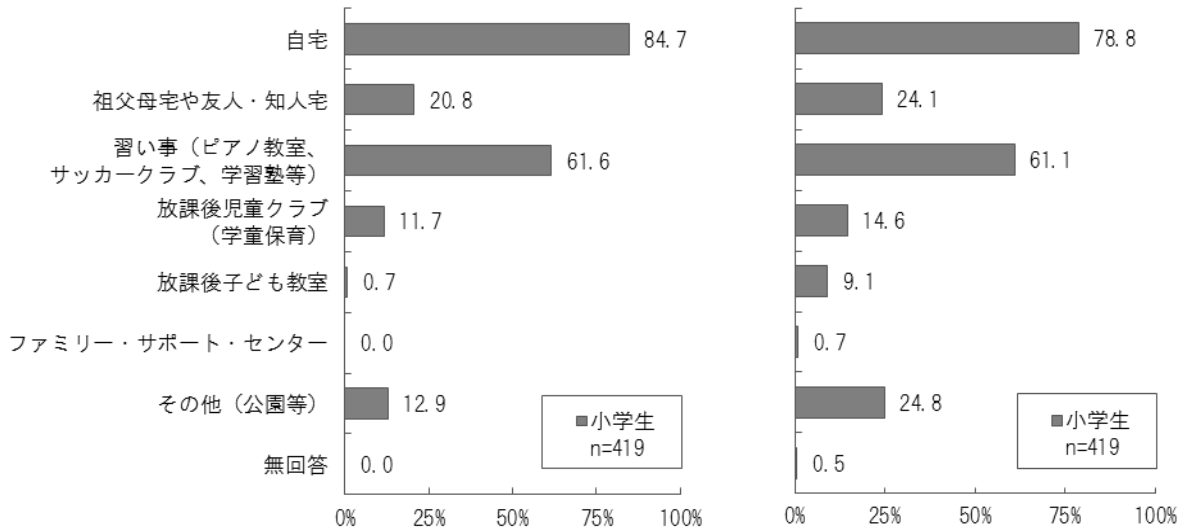
出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑳放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

小学生における放課後（平日の小学校終了後）に過ごしている場所をみると、「自宅」（84.7％）が最も高く、次いで「習い事」（61.6％）となっています。放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所の希望をみると、「自宅」（78.8％）が最も高く、次いで「習い事」（61.1％）となっています。

【放課後に過ごしている場所】

【放課後に過ごさせたい場所】



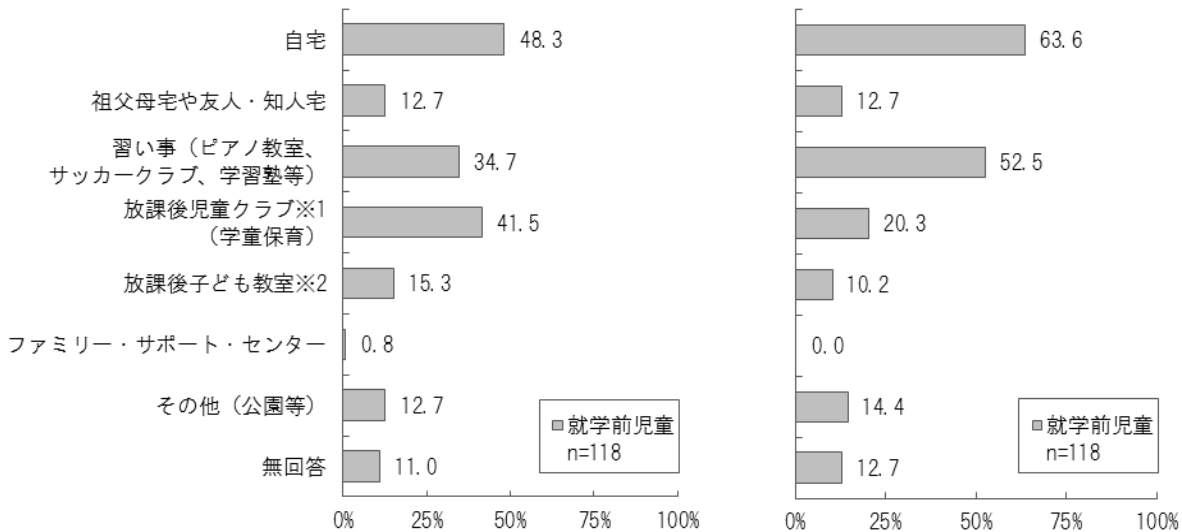
出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

②放課後をどのような場所で過ごさせたいか〈複数回答〉

就学前児童（5歳以上のみ）における放課後の過ごし方の希望をみると、低学年のうち「自宅」（48.3%）が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（41.5%）となっています。高学年になると、「自宅」（63.6%）が最も高く、次いで「習い事」（52.5%）となっています。

【小学校低学年（になった場合）の過ごし方】

【小学校高学年（になった場合）の過ごし方】



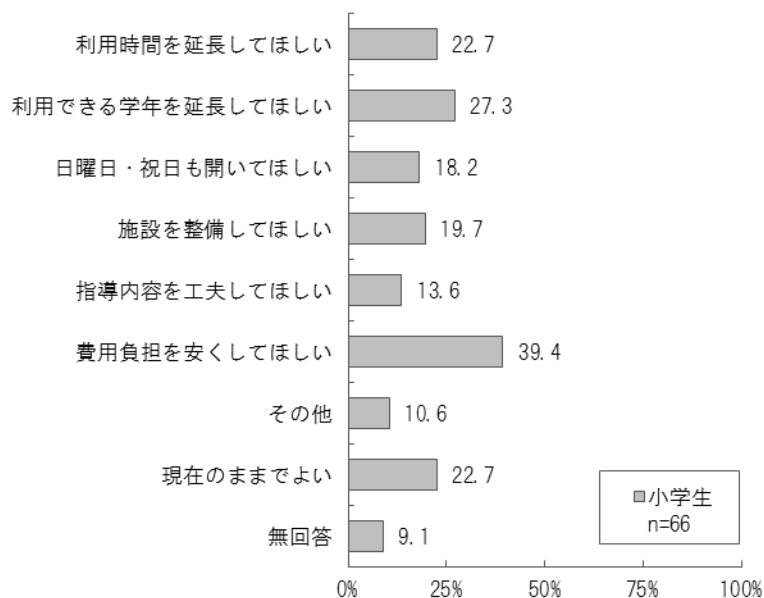
※1 放課後児童クラブ：地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料が発生します。

※2 放課後子ども教室：地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、全ての小学生が利用できます。

出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

②放課後児童クラブに今後希望すること（⑩で「放課後児童クラブ」を選んだ方）〈複数回答〉

放課後児童クラブで過ごしている・過ごさせたい方が今後期待することをみると、「費用負担を安くしてほしい」（39.4%）が最も高く、次いで「利用できる学年を延長してほしい」（27.3%）となっています。

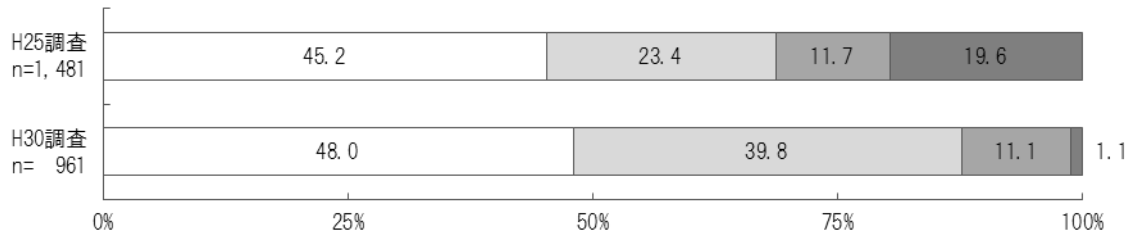


出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

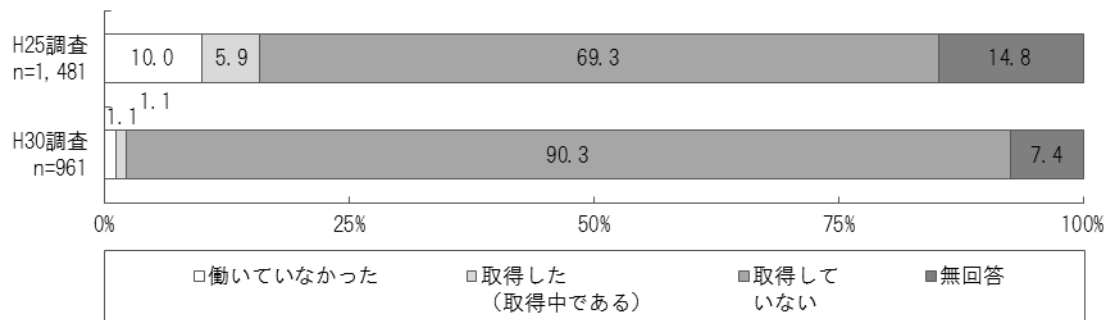
②保護者の育児休業取得状況（経年比較）〈単数回答〉

育児休業制度の利用状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は39.8%、父親は1.1%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は16.4ポイント高く、父親は4.8ポイント低くなっています。

【就学前児童（母親）】



【就学前児童（父親）】



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

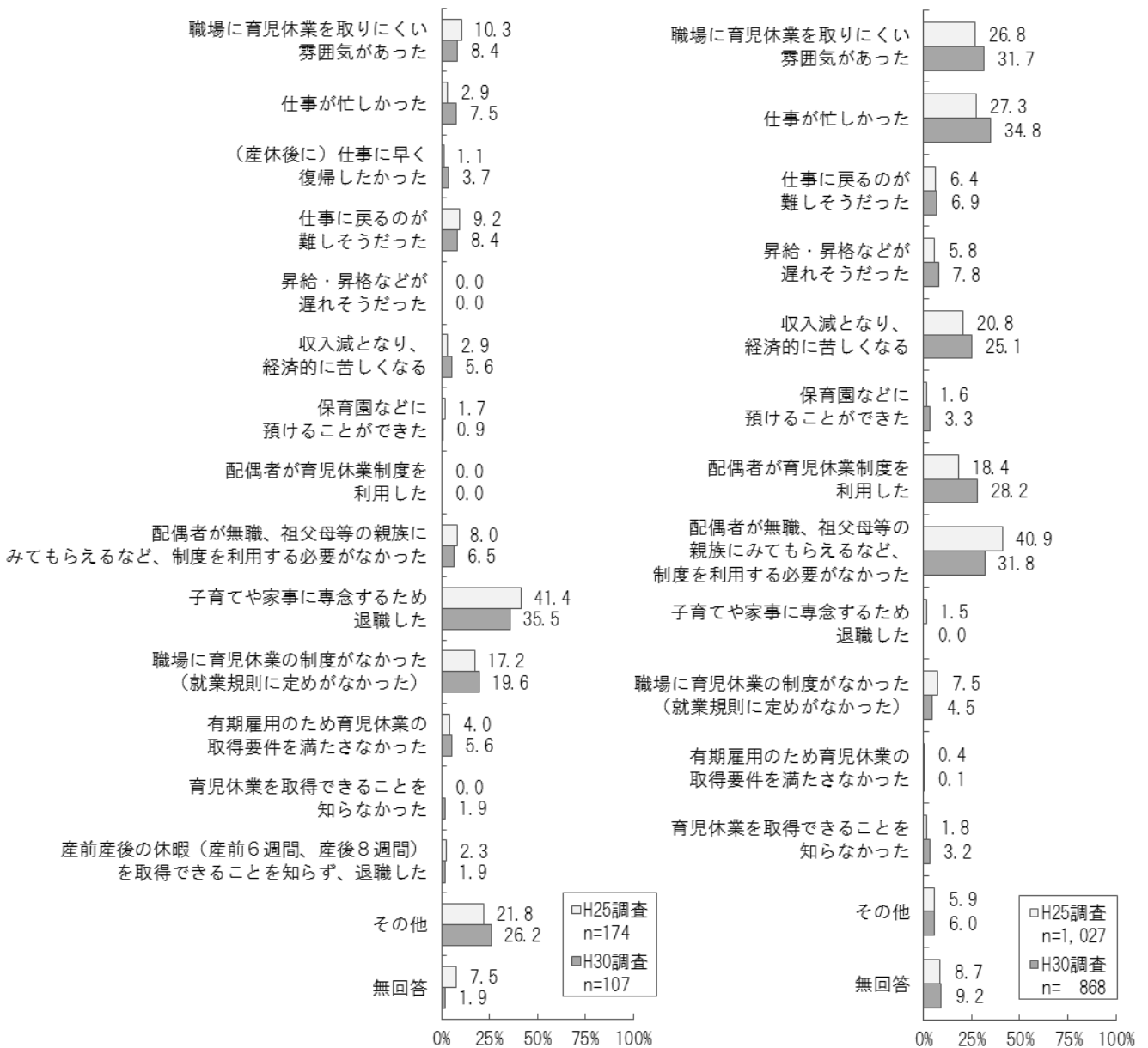
④育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

母親の育児休業を取得していない理由をみると、「子育てや家事に専念するため退職した」（35.5%）、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（19.6%）が高くなっており、前回調査と比べても同様の結果となっています。

父親の育児休業を取得していない理由をみると、「仕事が忙しかった」（34.8%）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（31.8%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（31.7%）が高くなっています。前回調査と比べると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」で前回調査より割合が高くなっています。

【就学前児童（母親）】

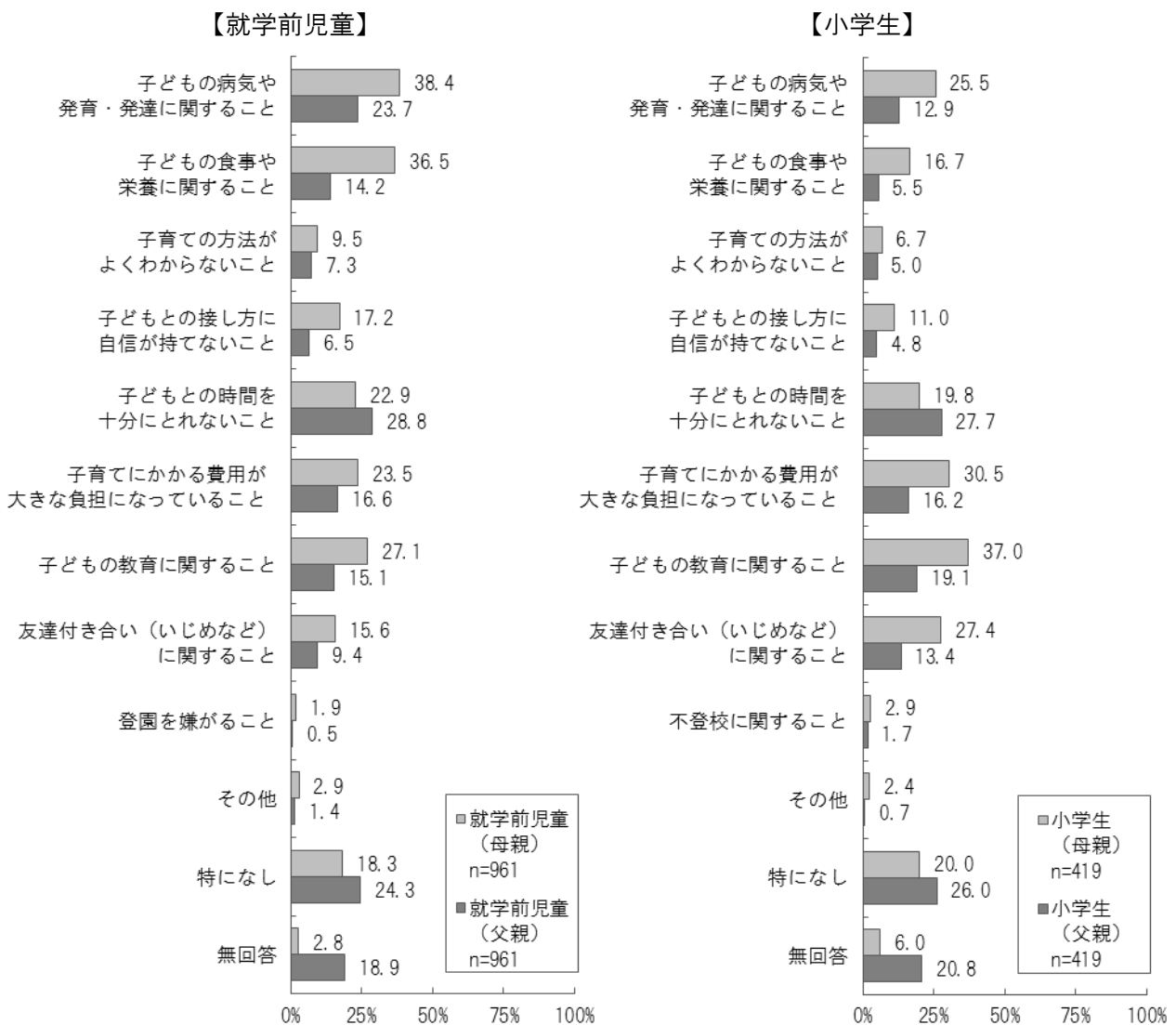
【就学前児童（父親）】



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

㊸子育てについて、日頃悩んでいることや不安なこと（経年比較）〈複数回答〉

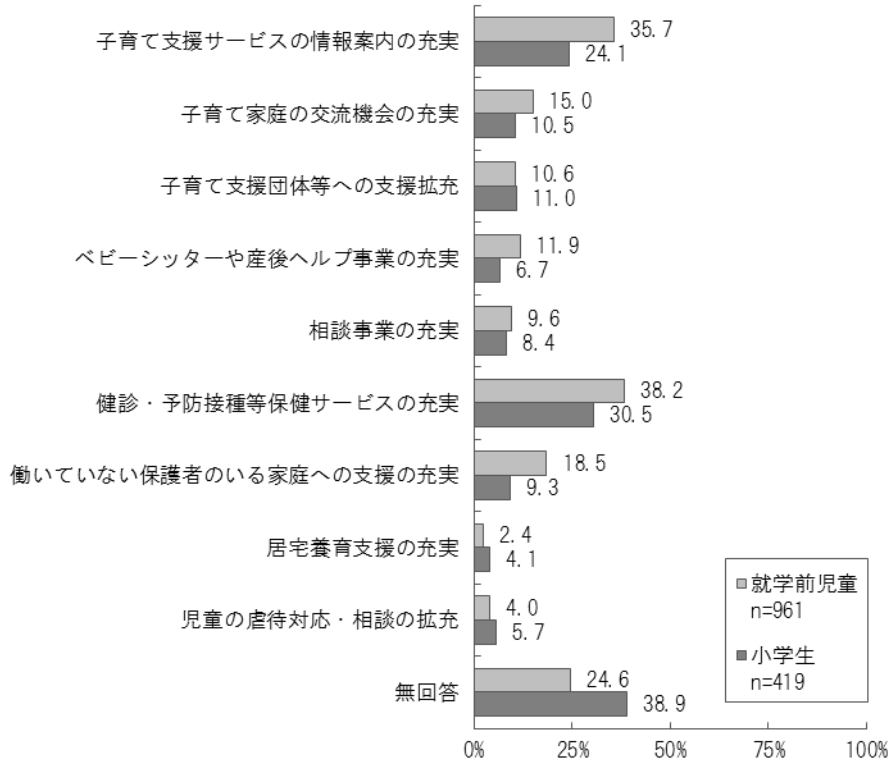
日頃悩んでいることや不安に思うことをみると、就学前児童の母親では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」（38.4%）、「子どもの食事や栄養に関すること」（36.5%）が高くなっています。小学生の母親では、「子どもの教育に関すること」（37.0%）、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」（30.5%）が高くなっており、就学前児童と小学生の母親の回答の割合にばらつきがありますが、父親では、就学前児童・小学生いずれも「子どもとの時間を十分にとれないこと」（就学前児童28.8%・小学生27.7%）が最も高くなっています。



出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑳子育て支援サービスについて〈複数回答〉

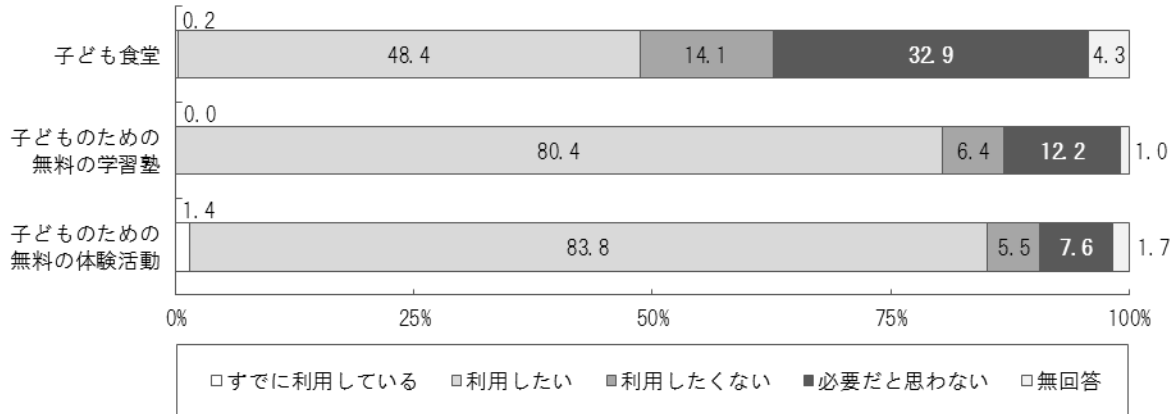
行政にしてほしいその他の子育て支援サービスについてみると、就学前児童・小学生いずれも「健診・予防接種等保健サービスの充実」（就学前児童38.2%・小学生30.5%）、「子育て支援サービスの情報案内の充実」（就学前児童35.7%・小学生24.1%）で割合が高くなっています。



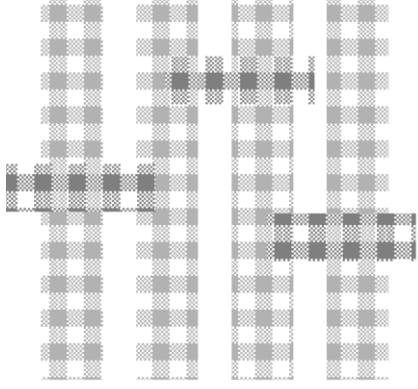
出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書

⑦子どもの居場所について〈単数回答〉

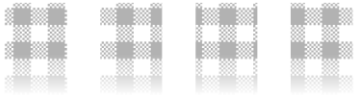
子育て支援の利用希望をみると、「子ども食堂」は『すでに利用している』+『利用したい』(48.6%)と『利用したくない』+『必要だと思わない』(47.0%)が同程度となっています。「子どものための無料の学習塾」、「子どものための無料の体験活動」は『利用したい』がともに8割を超えています。



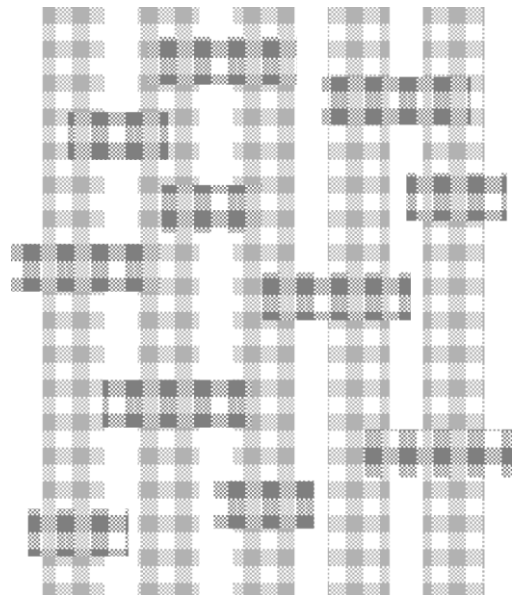
出典：平成30年度 湖西市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査報告書



第3章



計画の基本理念



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。湖西で生まれ、湖西で育つ子どもたちには、郷土の偉人、豊田佐吉翁のことは「障子を開けてみよ、外は広いぞ」にあるように、現状に満足せず物事の本質を見据え、チャレンジすることができる子に育ててほしいと願っています。また、人口問題や価値観の多様化などにより子どもたちを取り巻く環境が複雑化しており、将来を見通すことが難しくなっている中、ともに生きていく仲間を大切にする子であってほしいとも願っています。

私たちは、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目標を誰もが共有し、子育ての重要性について関心と理解を深め、子どもの成長を社会全体で支援していくことが必要です。

湖西市では、地域の子どもは地域で育てるという考えを基本に、子どもや親を支えることはもちろんのこと、学校、地域や地元企業などの協力もいただき、子どもの発達段階に応じて、湖西市の誇る伝統文化、ものづくりの精神や豊かな自然を生かした体験の機会を提供するなどして、地域との関わりの中で学び育つ環境づくりに努めます。また、安全にも配慮した、子どもが安心して快適に育まれる居場所づくりや、子どもを持つことの喜びを実感するとともに、出産後の親子の時間を大切にできるよう支援するための環境づくりにも努めます。

そして、子どもたちが笑顔にあふれ、生まれ育った郷土を愛し、将来、笑顔にあふれる子育てのできる大人へと育てていくことを目指し、湖西市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を次のとおり定めます。

■ 第2期 湖西市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

一人ひとりの笑顔があふれる KOSAI

2 計画の基本目標

基本目標1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり

少子化や核家族化などの様々な社会情勢の変化により、共働き家庭やひとり親家庭等が増加し、不安や悩みを抱えながら子育てをする親が増えています。これまで以上に、社会全体で子どもを育み、子育て家庭を支えていくことが重要となっています。

本市では、相談や交流事業などの支援事業を実施していますが、多様化する親のニーズに応えるためには、幼稚園・保育園・こども園・学校や事業所、子育てサークルなど子育て関係団体の協力連携が必要となります。地域単位での密接な連携のもと、適切なサービス提供ができるよう、また、親子の時間を大切にできるように子育て支援体制を整備し、子育てをする人が「湖西で生み育ててよかった」と言える子育て環境づくりに努めます。

基本目標2 子どもと親の健康を守るまちづくり

子どもが元気に育つことは、その親はもちろん、地域全ての人の願いでもあります。母親の妊娠・出産期、子どもの発達時期に応じた母子保健等の事業を展開するとともに、家族全員の心身の健康の確保に努めます。

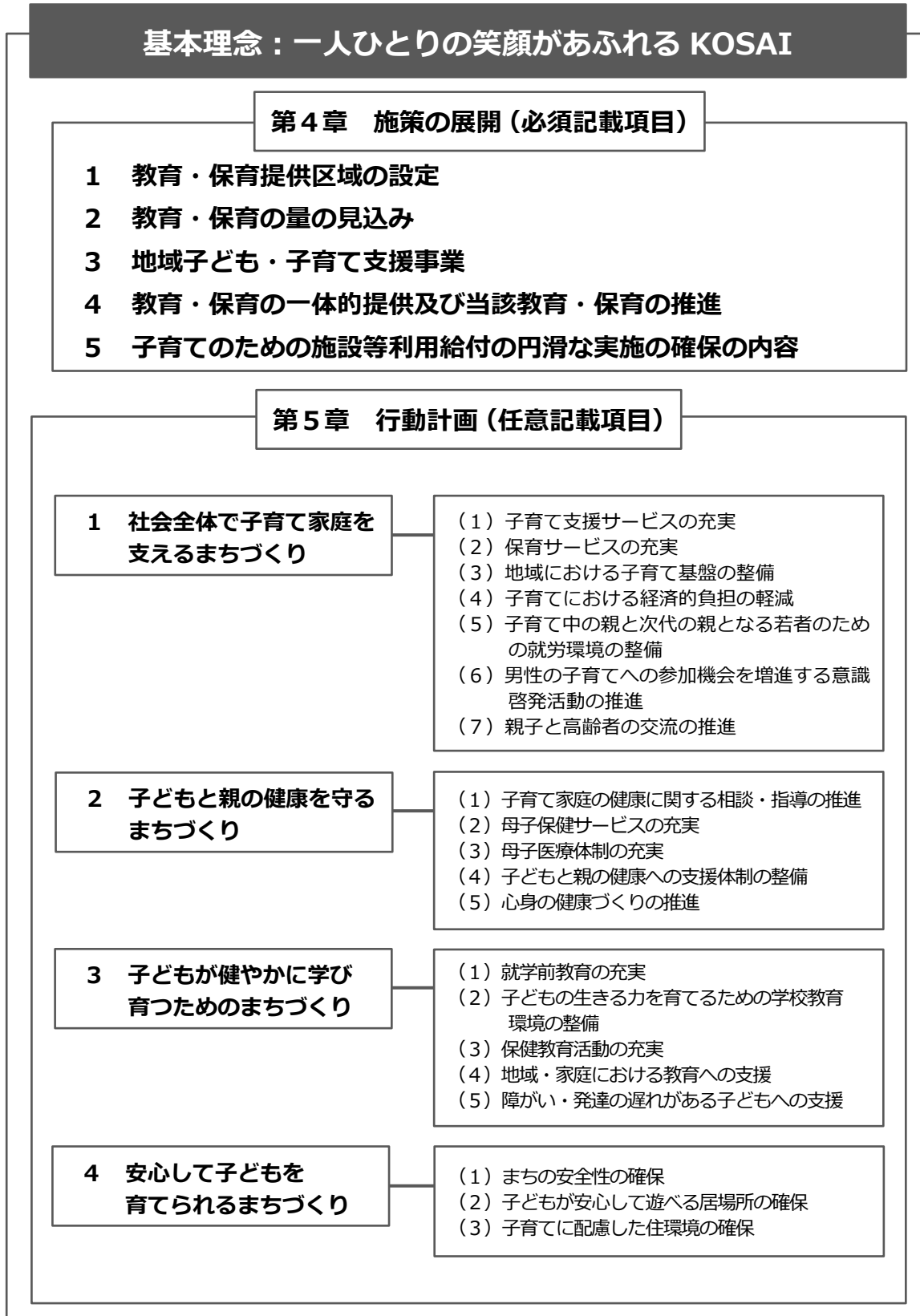
基本目標3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり

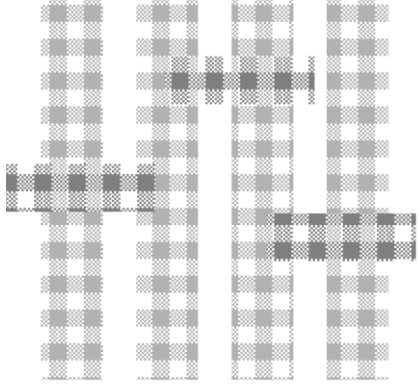
全ての子どもの健やかな育ちを支えるため、就学前教育の充実、学校教育環境の整備等に努めます。また、子育てについての第一義的責任は保護者が持つという視点に基づいたうえで、家庭及び地域との連携により子どもの学習機会を充実させ、地域の教育力の向上に努め、社会全体で子どもを育てていくという意識の向上に努めます。

基本目標4 安心して子どもを育てられるまちづくり

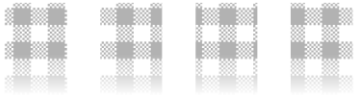
子どもを巻き込んだ事故や犯罪の防止に努めるとともに、放課後における児童の居場所の確保を目的とした遊び場等の環境の整備、公共施設等の活用を含めた子どもと子育てをする親に配慮した、快適に子育てができるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

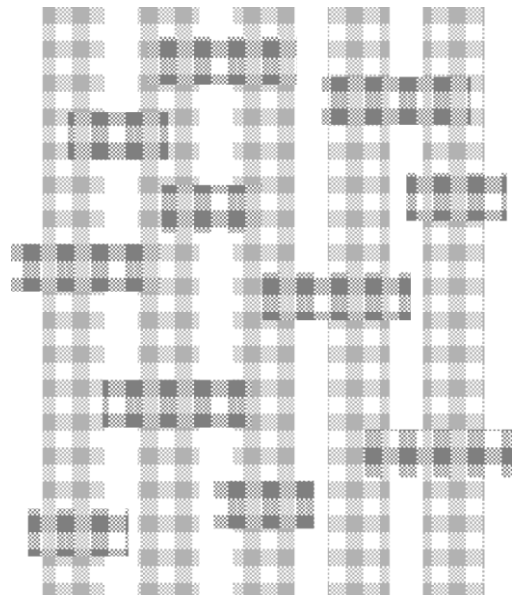




第4章



施策の展開



第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

国では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。本市においては、市域や通勤圏、提供区域内での需給調整などを勘案し、市全体を1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み

(1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法に基づく制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

【認定区分と提供施設】

	1号認定	2号認定		3号認定
	3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども	保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用できる施設	幼稚園 認定こども園	幼稚園 認可保育園 認定こども園 地域型保育事業		認可保育園 認定こども園 地域型保育事業

※地域型保育事業は、原則として3歳未満児を対象とした事業であるが、利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、あるいは保育園の定員に空きがない場合など、地域の保育の整備状況にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合は3歳以上児も利用できる。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育の量の見込みは、本市に居住する子どもとその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、量の見込みに対応するよう、教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

【教育保育の量の見込み】

区分	単位	量の見込み（各年度）				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	人	682	621	564	521	509
2号認定	人	610	579	548	527	526
3号認定	0歳	106	106	105	105	104
	1・2歳	363	363	363	361	358
合計	人	1,761	1,669	1,580	1,514	1,497

(3) 教育・保育の提供体制の確保内容及び実施時期

①教育・保育の提供体制の実績及び量の見込み

<現状と課題>

1号認定については十分に確保できています。2号・3号認定については確保量が計画値に満たないため、定員の見直し、こども園化、施設整備等による量の確保に向けて、調整・支援に努めます。

<今後の方向性>

量の見込みに対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。柔軟に子どもを受け入れるための体制の確保に努め、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定します。

教育については、現在、市内に幼稚園が5か所、認定こども園が3か所あり、1,406人の提供体制があります。また、保育では、保育園が5か所、認定こども園が3か所、小規模保育事業所等が2か所あり、905人の提供体制があります。今後も保育については保護者のニーズを把握しつつ、参入事業者があった場合には対応をしていきます。

実績値の評価について以下のとおりとします（以降共通）。

- A：計画どおり実施、B：概ね計画どおり実施、C：計画を下回って実施、
D：計画を大きく下回って実施、E：未実施

【教育・保育の提供体制の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)	評価	
1号認定	人	①需要量	967	919	805	818	760	C	
		②提供量	1,390	1,390	1,390	1,406	1,406		
		②/①*100	143.7%	151.3%	172.7%	171.9%	185.0%		
2号認定	人	①需要量	537	543	572	606	610		
		②提供量	517	517	517	520	520		
		②/①*100	96.3%	95.2%	90.4%	85.8%	85.2%		
3号認定	0歳	人	①需要量	127	125	131	123		120
			②提供量	特定教育・保育施設	64	64	64		67
		特定地域型保育事業		0	0	0	0		6
		②/①*100	50.4%	51.2%	48.9%	54.5%	60.8%		
	1・2歳	人	①需要量	361	362	366	362	365	
			②提供量	特定教育・保育施設	265	265	265	269	269
		特定地域型保育事業		0	0	0	0	12	
		②/①*100	73.4%	73.2%	72.4%	74.3%	77.0%		
合計	人	①需要量	1,992	1,949	1,874	1,909	1,855		
		②提供量	2,236	2,236	2,236	2,262	2,280		
		②/①*100	112.2%	114.7%	119.3%	118.5%	122.9%		

【教育・保育の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
1号認定	人	①量の見込み	682	621	564	521	509	
		②確保の内容	1,262	1,132	1,147	1,147	1,147	
		②-①	580	511	583	626	638	
2号認定	人	①量の見込み	610	579	548	527	526	
		②確保の内容	662	633	654	639	639	
		②-①	52	54	106	112	113	
3号認定	0歳	人	①量の見込み	106	106	105	105	104
			②確保の内容	特定教育・ 保育施設	91	91	100	100
		特定地域型 保育事業		15	15	15	18	18
		②-①	0	0	10	13	14	
	1・2歳	人	①量の見込み	363	363	363	361	358
			②確保の内容	特定教育・ 保育施設	343	343	345	330
		特定地域型 保育事業		21	21	21	36	36
②-①		1	1	3	5	8		
合計	人	①量の見込み	1,761	1,669	1,580	1,514	1,497	
		②確保の内容	2,394	2,235	2,282	2,270	2,270	
		②-①	633	566	702	756	773	

【3号認定（0～2歳）の保育利用率】

区分	量の見込み（各年度）				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
保育利用率	42.4%	43.4%	44.2%	45.1%	45.9%

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、本市に居住する子どもとその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を踏まえて作成します。

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】

区分		単位	量の見込み（各年度）				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①放課後児童 健全育成 事業	1年生	人	167	166	166	199	186
	2年生		138	137	137	134	129
	3年生		102	101	101	104	98
	4年生		48	48	48	57	54
	5年生		17	17	17	24	26
	6年生		1	1	1	10	9
	計		473	470	470	528	502
②時間外保育（延長保育）事業		人	413	394	378	365	358
③一時預かり 事業 （在園児 対象型）	1号認定 による利用	人日	8,000	7,472	7,009	6,665	6,552
	2号認定 による利用		700	652	612	582	572
	計		8,700	8,124	7,621	7,247	7,124
④一時預かり事業 （在園児対象型を除く）、 ファミサポ事業 （病児・緊急対応強化事業 を除く）、 トワイライトステイ事業		人日	4,100	3,957	3,827	3,717	3,657
⑤病児保育事業、 ファミサポ事業 （病児・緊急対応強化事業）		人日	859	820	786	758	742
⑥ファミサポ事業（就学児）		人日	121	121	121	121	121
⑦ショートステイ事業		人日	3	3	3	3	3
⑧地域子育て支援拠点事業		人回	23,477	22,772	22,089	21,426	20,784
⑨利用者支援事業		箇所	1	1	1	1	1
⑩乳児家庭全戸訪問事業		人	358	350	340	332	324
⑪養育支援訪問事業		人	5	5	5	5	5
⑫妊婦健診		人	365	355	349	344	340

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供体制の確保内容及び実施時期

量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、学校や放課後子ども教室等との連携にも努めます。

①放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などの児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

<現状と課題>

現在は市内9か所で実施しています。平成30年度におかさきこども園が2単位に分割しましたが、岡崎地区は大規模校区であるため、施設改修を含めたさらなる分割化が必要です。

<今後の方向性>

今後は、施設面の可能な限りの適正化や運営面での支援員の適正配置、研修の充実による現場の体制強化、各クラブの問題点抽出と対応などを行い、事業の充実に努めます。また、放課後子ども教室事業と一体型または連携型により実施し、児童の居場所の確保を進めます。

新居小学校区については、令和2年度から新居小学校空き教室も使用して実施します。

【放課後児童健全育成事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 (見込み)	評価
①放課後 児童健全 育成事業	低学年 1～3 年生	①需要量	362	339	349	406	404	A
		②提供量	362	339	349	406	404	
		②/①*100	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	高学年 4～6 年生	①需要量	27	55	59	61	67	
		②提供量	27	49	59	61	67	
		②/①*100	100.0%	89.1%	100.0%	100.0%	100.0%	
	合計	①需要量	389	394	408	467	471	
		②提供量	389	388	408	467	471	
		②/①*100	100.0%	98.5%	100.0%	100.0%	100.0%	

【放課後児童健全育成事業の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①放課後児童健全 育成事業	人	①量の見込み	473	470	470	528	502
		1年生	167	166	166	199	186
		2年生	138	137	137	134	129
		3年生	102	101	101	104	98
		4年生	48	48	48	57	54
		5年生	17	17	17	24	26
		6年生	1	1	1	10	9
		②確保の内容	518	518	544	544	544
	②-①	45	48	74	16	42	

②時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園・こども園等で保育を実施する事業です。

現在は市内5か所の保育園、3か所のこども園、1か所の小規模保育事業所で実施しています。在園児対象の事業であるため、今後も保育標準時間、保育短時間それぞれの利用時間外に対応することで、計画期間の必要量を確保します。また、保護者の需要等を踏まえ、適切な職員配置に努めます。

【時間外保育（延長保育）事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）	評価
②時間外保育（延長保育）事業	人	①需要量	331	329	325	354	360	A
		②提供量	286	291	297	304	310	
		②/①*100	86.4%	88.4%	91.4%	85.9%	86.1%	

【時間外保育（延長保育）事業の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
②時間外保育（延長保育）事業	人	①量の見込み	413	394	378	365	358
		②確保の内容	450	450	450	450	450
		②-①	37	56	72	85	92

③一時預かり事業（在園児対象型）

保護者の就労や保護者の心理的・身体的支援への要望に基づき、幼稚園・こども園の教育時間終了後に、在園児を主に在園する園において、一時的に預かる事業です。

現在は市内6か所の幼稚園、1か所のこども園で実施しています。今後も教育時間終了後以外にも夏休み等の長期休園日における一時預かりを継続して行い、利用者のニーズに対応できるよう実施していきます。

【一時預かり事業（在園児対象型）の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分		単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
③一時預かり事業 (在園児対象型)	1号認定による利用	人日	①需要量	5,230	5,854	7,475	7,896	7,450	A
			②提供量	711	776	776	776	776	
			②/①*100	13.6%	13.3%	10.4%	9.8%	10.4%	
	2号認定による利用		①需要量	47	302	417	574	580	
			②提供量	4,789	5,224	5,224	5,224	5,224	
			②/①*100	10189.4%	1729.8%	1252.8%	910.1%	900.7%	
	計		①需要量	5,277	6,156	7,892	8,470	8,030	
			②提供量	5,500	6,000	6,000	6,000	6,000	
			②/①*100	104.2	97.5%	76.0%	70.8%	74.7%	

【一時預かり事業（在園児対象型）の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分		単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③一時預かり事業 (在園児対象型)	1号認定による利用	人日	①量の見込み	8,000	7,472	7,009	6,665	6,552
			②確保の内容	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
			②-①	500	1,028	1,491	1,835	1,948
	2号認定による利用		①量の見込み	700	652	612	582	572
			②確保の内容	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
			②-①	800	848	888	918	928
	計		①量の見込み	8,700	8,124	7,621	7,247	7,124
			②確保の内容	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
			②-①	1,300	1,876	2,379	2,753	2,876

④一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ事業

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や保育施設への入所を待機している乳幼児を、保育園等で一時的に預かる事業です。

現在は市内5か所の保育園、3か所のこども園とファミサポで実施し、一時預かり事業で3,400人、ファミサポ事業で700人の受け入れ体制を整備しています。今後も利用者のニーズに対応できるよう実施していきます。

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
④一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ事業	人日	①需要量	1,429	1,563	1,714	3,262	3,300	A
		②提供量	2,337	2,427	2,427	2,374	2,374	
		②/①*100	163.5%	155.3%	141.6%	72.8%	71.9%	

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ事業の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
④一時預かり事業（在園児対象型を除く）、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、トワイライトステイ事業	人日	①量の見込み	4,100	3,957	3,827	3,717	3,657
		②確保の内容	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
		②-①	0	143	273	383	443

⑤病児保育事業、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業）

乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び病気となった場合の児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

現在、事業の実施はなく、利用意向をみると「利用したいと思わない」「無回答」が全体の7割を占めています。提供体制の確保が見込めないため、計画の設定は行っておりません。

【病児保育事業、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業）の実績値
（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 (見込み)	評価
⑤病児保育事業、 ファミサポ事業 (病児・緊急対応 強化事業)	人日	①需要量	135	132	132	132	132	E
		②提供量	0	0	0	0	0	
		②/①*100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

【病児保育事業、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業）の量の見込み及び確保方策
（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑤病児保育事業、 ファミサポ事業 (病児・緊急対応強 化事業)	人日	①量の見込み	859	820	786	758	742
		②確保の内容	0	0	0	0	0
		②-①	-859	-820	-786	-758	-742

⑥ファミサポ事業（就学児）

児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

潜在的なニーズを考慮して事業を実施します。今後は、支援を必要としている人が円滑に利用できるよう事業の広報・周知を充実させ、利用者及び援助会員の確保に努めます。

【ファミサポ事業（就学児）の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
⑥ファミサポ事業 (就学児)	人日	①需要量	633	921	602	738	700	C
		②提供量	633	921	602	738	700	
		②/①*100	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

【ファミサポ事業（就学児）の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥ファミサポ事業 (就学児)	人日	①量の見込み	121	121	121	121	121
		②確保の内容	121	121	121	121	121
		②-①	0	0	0	0	0

⑦ショートステイ事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、宿泊を伴う養育を行う事業です。

現在、事業の実施はなく、提供体制の確保が見込めないため、計画の設定は行っておりません。

【ショートステイ事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
⑦ショートステイ 事業	人日	①需要量	3	3	3	3	3	E
		②提供量	0	0	0	0	0	
		②/①*100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

【ショートステイ事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑦ショートステイ 事業	人日	①量の見込み	3	3	3	3	3
		②確保の内容	0	0	0	0	0
		②-①	-3	-3	-3	-3	-3

⑧地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

現在の提供体制で計画期間の必要量は確保できる見込みです。今後は事業の周知を充実させるとともに、親子の交流の場や相談の場として、子育ての不安の軽減、情報提供など保護者のニーズにあった事業内容の検討に努めます。

【地域子育て支援拠点事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
⑧地域子育て支援拠点事業	人回	①需要量	25,065	22,293	24,880	24,574	24,203	A
		②提供量	25,065	22,293	24,880	24,574	24,203	
		②/①*100	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

【地域子育て支援拠点事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑧地域子育て支援拠点事業	人回	①量の見込み	23,477	22,772	22,089	21,426	20,784
		②確保の内容	23,477	22,772	22,089	21,426	20,784
		②-①	0	0	0	0	0

⑨利用者支援事業

幼稚園・保育園・こども園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

事業の実施方法などについての情報収集や研究を進めながら、引き続き子育て支援員を配置し利用者ニーズに応じた支援に努めます。

【利用者支援事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
⑨利用者支援事業	箇所	提供量	1	1	1	1	1	A

【利用者支援事業の確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑨利用者支援事業	箇所	確保の内容	1	1	1	1	1

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在の提供体制で計画期間中も必要な量の確保は見込めます。今後も早期の訪問に努めるとともに、訪問を受け入れやすい環境づくりのために母子手帳交付説明会や広報、ホームページを通じた事業の案内を行います。

【乳児家庭全戸訪問事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
⑩乳児家庭全戸訪問事業	人	提供量	482	412	412	373	350	B

【乳児家庭全戸訪問事業の確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑩乳児家庭全戸訪問事業	人	確保の内容	358	350	340	332	324

⑪養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

今後、相談や支援を行う体制を整え、事業の実施に向けて準備を進めていきます。

【養育支援訪問事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
⑪養育支援訪問事業	人	提供量	0	0	0	0	0	E

【養育支援訪問事業の確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑪養育支援訪問事業	人	確保の内容	5	5	5	5	5

⑫妊婦健診

安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨します。

現在の提供体制で計画期間中も必要な量の確保は見込めます。今後も広報、ホームページ等を通じて啓発を行い、受診率の向上に努めます。

【妊婦健診の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	評価
⑫妊婦健診	人	提供量	456	441	441	399	380	A

【妊婦健診の確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑫妊婦健診	人	確保の内容	350	340	332	324	316

4 教育・保育の一体的提供及び

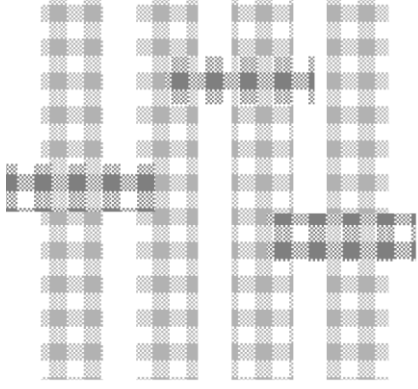
当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況を踏まえた上で、必要に応じて地域の理解を十分に得ながら認定こども園等の普及について検討し、保護者の認定こども園等への入園に対する選択肢の拡大に努めます。

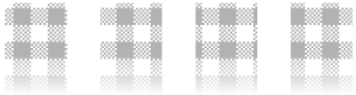
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（保幼小連携）を推進するために、幼稚園・保育園・認定こども園間の人事交流の推進等を図り、教育・保育の一体的な提供に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

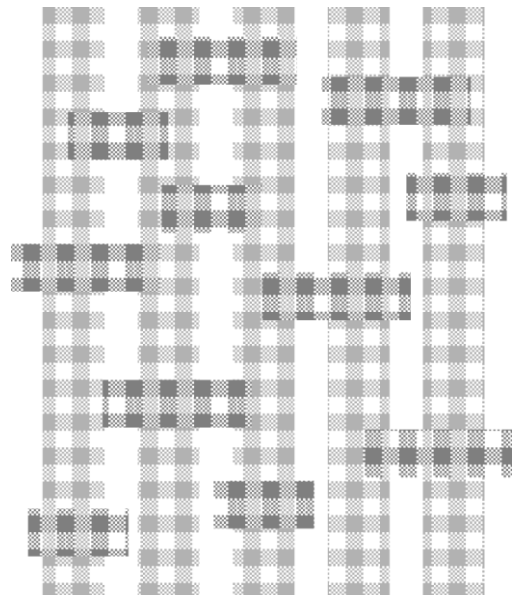
子育てのための施設等利用給付は、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、円滑に実施していきます。



第5章



行動計画



第5章 行動計画

1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり

(1) 子育て支援サービスの充実

現状

少子化や核家族化の進行などをはじめとし、家族のあり方が多様化していることに伴い、地域と子育て家庭のつながりが薄くなるなど、子育て家庭が孤立することが懸念されています。社会情勢の多様な変化に対応し、子育て家庭が抱える不安やストレスを緩和・解消できるように支援していくことが大切です。

本市では、子育て支援センターを拠点として、地域における子育て支援機能の充実に努めてきました。

アンケート調査結果では、行政にしてほしい子育て支援サービスについて、就学前児童、小学生のいずれの調査においても「子育て支援サービスの情報案内の充実」が多くみられます。

課題

子育てに関わる各関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや保護者を支援する仕組みの充実が必要です。今後も、利用者の視点に立った多様なニーズに対応するサービスを提供するとともに、社会全体で子育てをサポートしていく体制を強化していくことが必要です。

施策の方向性

- 子育て支援センターを拠点とした地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。
- 幼稚園・保育園・こども園などの機能を生かし、地域における子育て支援体制の整備を図り、在宅の子育て家庭への支援の充実に努めます。
- 子育て支援に関する人材の確保や育成など、様々な子育て支援活動の推進に努めます。
- 子育て支援の取組や活動が十分周知されるよう、情報提供の充実に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	子育て支援センターの充実	利用者支援員が利用者のニーズに応じた情報提供などを行うことによって、子育て支援機能のさらなる充実に努めます。	子育て支援課
2	のびのび預かり保育事業の充実	子育て支援センターに加え、健康福祉センターにおいても実施することで、利便性が向上しました。引き続き2箇所で開催を実施します。	子育て支援課
3	にこにこ子育て支援事業の充実	親子のふれあいや保護者同士の交流、子育てに関する相談ができる場を、各地域において提供します。	子育て支援課
4	保育園・幼稚園・認定こども園の子育て支援相談事業の充実	保護者の育児不安解消のため、継続して充実に努めます。	幼児教育課
5	保健師等の育児相談事業の充実	継続して実施します。	子育て支援課
6	相談機関のネットワーク化	育児相談、家庭児童相談、ヤングダイヤルこさい、主任児童委員等の相互の情報共有等を進め、相談支援体制の強化に努めます。	子育て支援課 地域福祉課 社会教育課
7	子育てに関する情報提供機能の強化	様々な情報提供ツールを活用し、子育て支援事業の周知をすることで、支援サービスの充実につなげます。	子育て支援課
8	放課後子ども教室の充実	放課後を安全・安心に過ごし各種の体験・活動を提供できるよう、放課後子ども教室を市内小学校全校（6校）で実施します。 また、放課後児童クラブと一体型または連携型による実施を、放課後子どもプラン推進事業運営委員会等で検証し、事業の充実に努めます。	社会教育課

(2) 保育サービスの充実

現状

近年の社会情勢やライフスタイルの多様化に伴う女性の就労率の上昇などにより、子育て家庭においても共働きが増加しており、現在就労していない母親の中にも潜在的な就労意向を持つ人が多くいます。

本市には9か所の認可保育園等があり、平成30年度では園児970人が入所しています。

アンケート調査結果では、今後の教育・保育事業の利用意向として、「幼稚園」、「認可保育園」に加え、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」に対するニーズも高くなっています。また、就労しながら小学生の子どもを育てている保護者からは、放課後の子どもの居場所づくりが求められており、「自宅」、「習い事」以外に「放課後児童クラブ」を居場所として希望する保護者が多くなっています。

課題

女性の就労率の上昇や共働き家庭の増加が予測される中で、女性が子育てをしながら働き続けるためには、多様化していく保育ニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、保育サービスの質を向上させ、提供体制を整えていくことが必要です。共働き家庭の増加に伴い保育園への入園希望者も増加していくことが予測されるため、保育を必要とする児童が必要なサービスを受けられるよう、環境を整えていくことが必要です。

施策の方向性

- 多様化する子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。
- 保育内容の充実を図り、きめ細やかな対応に努めるとともに、安心して子どもを預けることのできる体制づくりに努めます。
- 放課後児童クラブの児童数増への対応、施設の改善など質の向上に努めます。
- 認定こども園の設置の検討など、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	保育施設の確保	保育受入体制確保のため、公立幼稚園の認定こども園化について継続して検討し、関係各課と調整します。 また、民間保育園の増築要望に対する支援や、産業振興課と連携した企業主導型保育事業の周知・相談に努めます。	幼児教育課
2	延長保育の充実	保護者の多様な保育ニーズに合わせ、働きながら子育てをしやすい体制づくりを継続して進めます。	幼児教育課
3	一時預かり事業の充実	保育園・こども園等に入所できない児童の内、育児休業を延長できない等の理由の児童については、入所が決まるまでの間保育を行う、緊急一時預かり事業を継続して実施します。 また、公立幼稚園における長期休園日の一時預かり事業も継続して実施します。 入所待ち児童解消の一助とし、働く保護者の負担軽減を図ります。	幼児教育課
4	病児・病後児保育の実施	看護師が配置されている園において、在園中の体調不良児への保育を行います。病気中の子どもへの保育は、実施について各園との相談・検討を行います。	幼児教育課
5	障がい児保育の整備	関係機関と連絡を密にし、支援に努めます。 また、継続して相談・支援が受けられるよう、他機関との連携を維持していきます。	幼児教育課 子育て支援課
6	放課後児童クラブの充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う児童に、放課後の遊びや生活の場の提供と健全育成を図るため、継続して実施します。	子育て支援課
7	認定こども園への移行の検討	施設の老朽化及び量の確保のため、継続して個別の計画立案に努めます。	幼児教育課

(3) 地域における子育て基盤の整備

現状

社会情勢の様々な変化とともに、地域における家庭の「つながり」も希薄になりつつあり、子育てへの不安や負担感を抱える保護者への支援が重要となっています。また、結婚や転勤等による転入者は地域とのつながりを持つ機会が少なく、子育てに関する情報の入手が難しいため、情報提供の対策が求められています。

地域で活動する子育てサークルやボランティア団体の支援を通じて、保護者同士のつながりが増え、身近な場において子育ての仲間づくりが推進するとともに、保護者が抱える不安やストレスの緩和につながると期待されます。

本市では、これまでも子育てサークルやボランティア団体の活動支援に取り組んできました。今後も子育てサークルやボランティア団体などの育成と活動支援に努め、子育て中の保護者だけでなく、地域住民や企業の参加を促進するとともに、団体間の連携を深めるための支援を行い、団体活動を継続的かつ発展的に展開することが重要です。

課題

今後も子育てサークルやボランティア団体の活動への支援やサービス内容などの周知を図るとともに、ファミリー・サポート・センターの会員を増強し、事業の利用促進を進めていくことが必要です。

施策の方向性

- 地域における子育て支援団体のネットワークの形成を促進し、子育て中の親同士や地域の人が身近で気軽に交流できる場の提供や機会を充実します。
- ファミリー・サポート・センターの利用促進に向け、関係機関が連携し情報提供を進めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	地域子育てサークルへの支援	各団体が実施する事業の広報に協力すること等により、地域子育てサークルを支援します。	子育て支援課
2	ファミリー・サポート・センターの充実	核家族など子育てに関して親族の手助けが受けられない子育て家庭が多く、支援が必要なため継続して実施します。	子育て支援課

(4) 子育てにおける経済的負担の軽減

現状

近年、社会経済情勢を背景とした雇用不安や地域経済の低迷が続く中で、出産費用や子どもにかかる教育費などが大きな負担となっていることから、理想とする子どもの数よりも実際の子どもの数の方が少ない傾向が見受けられます。

アンケート調査結果では、子育てについて日頃悩んでいることや不安に思うこととして、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が就学前児童の母親で23.5%、小学生の母親で30.5%となっており、特に小学生の母親の割合が高くなっています。

本市では、これまでにこども医療費助成の拡充に取り組んできており、令和元年10月からは、3歳以上の子どもの保育料等が無償化されました。

課題

子育てにかかる経済的負担の軽減については、現況を踏まえた適正な助成のあり方の検討をはじめ、特にひとり親家庭などへの経済的な支援が必要です。

施策の方向性

- こども医療費助成など、子育て家庭に対する経済的支援に関する制度の充実に努めます。
- ひとり親家庭等における生活の安定と自立の促進等、必要な支援を推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	こども医療費助成	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの疾病の早期発見と適正な治療を受けさせることを促進し、児童の健全な育成に資するため、継続して実施します。	子育て支援課
2	村田光雄奨学金	高校に在学している母子家庭の児童に対する奨学事業を実施するため、継続して実施します。	子育て支援課
3	幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から、3歳以上の子どもの保育料等が無償化されました。	幼児教育課 子育て支援課

(5) 子育て中の親と次代の親となる若者のための就労環境の整備

現状

就労経験を持つ母親の多くは出産を契機に退職し、子どもがある程度成長した後に再就労する傾向にあります。アンケート調査結果では、母親が「就労している」家庭は就学前児童で約6割、小学生では8割以上となっています。

女性の就業率が年々増加する中で、子どもを育てながら就労する母親が増加傾向にあることから、仕事と子育ての両立支援のための体制整備を進めるとともに、男女の共同参画の視点から、役割分担意識の改善を進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが重要です。

課題

男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度をはじめ、両立支援事業の一層の利用促進と普及啓発が必要です。

一方、現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童で約8割、小学生で約6割が就労を希望しています。ひとり親家庭などの自立支援に向けた取組をはじめ、母親の就職に対する相談や情報提供等の充実が必要です。

施策の方向性

○男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた環境整備を実現するため、男女雇用機会均等法、育児休業法等の普及を図るとともに、事業所に対する意識啓発に努めます。

○就労を希望する母親に対する就労相談や情報提供の充実に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	就労中の妊婦への健康支援の充実	仕事をしながら妊娠・出産を迎えることに対し、不安を抱えている母親は多いことから、支援制度を紹介することで不安を軽減し、安心して妊娠・出産を迎えてもらうことが重要であるため、継続して実施します。	子育て支援課
2	事業所への育児休暇制度等の啓発活動の実施	男性の育児休暇取得率が低く、さらなる啓発活動が必要であるため、継続して実施します。	産業振興課
3	就業相談事業の充実	利用件数が多く、市民のニーズが高いため、継続して実施します。	産業振興課
4	ひとり親家庭への就業促進	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、継続して実施します。	子育て支援課

(6) 男性の子育てへの参加機会を増進する意識啓発活動の推進

現状

家庭における父親の不在の一因として、仕事を中心とした生活が考えられます。その結果、母親の子育てに対する負担感や孤立感の増加が、子どもの生活習慣等様々な影響を与えると考えられます。

アンケート調査結果における就学前児童の父母の育児休業制度の利用状況を見ると、母親は 39.8%の取得であるのに対し、父親はわずか 1.1%となっています。父親の育児休業を取得していない理由をみると、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答が多く、多くの父親が仕事を優先している現状を伺うことができます。

課題

男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を進めるとともに、子育て家庭だけでなく、地域や企業等に対しても子育てに対する意識の向上を図っていくことが必要です。

施策の方向性

- 男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発に努めるとともに、子育てに対する地域の意識の向上を図ります。
- 家事・育児などの講座を実施します。また、意識啓発や地域への情報提供を行い、男女がともに協力して子育てができる環境づくりを推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	男女共同参画の意識の高揚を図るイベントの開催	性別にかかわらず家庭生活と社会生活を両立するために、家庭内の意識醸成を図ることができるイベントの開催やPRを行います。	市民課

(7) 親子と高齢者の交流の推進

現状

様々な人々との関わりの中で子育てをしていくことは、子どもはもちろん、子育て中の親の成長においても大きな影響を与えます。

地域ぐるみで子育てを行うためには、地域活動の場や人材の確保が重要です。

課題

高齢者や子育て経験者の協力は不可欠です。高齢者の交流機会の拡大に努め、地域の歴史及び伝統の継承、世代間の相互理解と地域における連帯感の高揚、高齢者の経験を生かした子育ての機会を充実させていくことが必要です。

施策の方向性

○子どもと高齢者の交流の場の提供、機会づくりを進めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	世代間交流事業の充実	地域の人材、高齢者との交流により、豊かな人間性の構築に役立ちます。 また、世代間交流室を活用するなど、地域の高齢者との交流を促進していきます。	長寿介護課 幼児教育課

2 子どもと親の健康を守るまちづくり

(1) 子育て家庭の健康に関する相談・指導の推進

現状

女性にとって妊娠・出産は、短期間で心身の大きな変化に加え、出産後すぐに「子育て」という責任を担うことから、不安や悩みが生じやすい時期でもあります。

このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、親になるための準備が重要となります。

本市では、不安の強い妊娠期から個別面談を実施し、出産やこれからの子育てへの不安解消に取り組んできました。また、様々な講座や相談事業を通じて、母親となる女性が本来持っている能力を引き出し、家庭での子育て力が向上するよう支援しています。

課題

妊娠・出産期の女性は精神的に不安定になりやすい傾向があり、特に初めての出産を迎える初産婦は不安が大きいことから、定期的なケアがより重要であるとともに、安心して出産できる支援体制を強化していくことが必要です。

また、核家族化等の社会情勢の変化に伴い、母親の孤立等による育児不安の拡大や産後うつの問題も懸念されるため、相談事業などの支援体制の充実を図るとともに、親が子どもと向き合えるように支援していくことが必要です。

施策の方向性

- 母子健康手帳交付時から育児相談などの支援における内容・体制の充実を図り、育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。
- 相談体制等の充実を図るとともに、親が子どもと向き合えるよう「親育ち」の支援を進めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠中の生活で気をつけてもらいたいことを妊娠初期に伝えることで、妊娠糖尿病、妊娠高血症候群等の予防をする必要があるため、継続して実施します。 また、産後のリスクを事前に把握し、安心して子育てできる支援体制づくりに努めます。	子育て支援課

No.	事業名	方向性	担当課
2	妊婦講座の充実	安全に出産を迎えられるよう、医療機関での定期健診を実施します。 また、母体の回復状況の確認、産後うつ等の早期発見のため、産婦健診を実施します。	子育て支援課
3	プレパパ・プレママ教室の充実	妊婦とその夫が、子どもが生まれてからの生活をイメージし、不安なく出産・育児に臨めるよう支援します。	子育て支援課
4	産後ケア事業の充実	産後4ヶ月未満の母及びその乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	子育て支援課
5	こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業の充実	生後4ヶ月までの家庭を全戸訪問し、乳児の成長の確認、育児不安の解消に努めます。	子育て支援課
6	はじめてのママ教室の充実	第1子の母親同士が、お互いの子育てについての情報共有を行う中で育児不安を解消し、楽しく子育てできるよう支援します。	子育て支援課

(2) 母子保健サービスの充実

現状

乳幼児期に確立された生活リズムは、これからの成長に大きな影響を与えるとともに、生涯を通して健康的な生活を送るための出発点といえます。

家庭生活が中心となる乳幼児期は、親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えることから、健康づくりや栄養等の基礎知識の習得などが重要となります。

アンケート調査結果における行政にしてほしい子育て支援サービスについてみると、「健診・予防接種等保健サービスの充実」のニーズが高くなっています。

課題

乳幼児期・思春期を通じて一貫した体制のもとに、心身の健康づくりや疾病の早期発見を進めるとともに、子どもの成長段階に応じた健診を実施し、健やかな成長と心身の健康づくりを支援していくことが必要です。

また、歯や口の健康を保ち、噛む力を養うことは、心身ともに健康な生活を送る上で大きな役割を果たすことから、歯科保健の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

- 妊娠、出産、乳幼児期を通じて親子の健康が確保できるよう、健診事業等の充実と、相談の場として活用できるよう、質の向上を図ります。
- 予防接種を実施し、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するとともに、知識の普及、受けやすい体制づくりを進めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	離乳食教室の充実	離乳食の正しい知識の普及と仲間づくりの場として、継続して実施します。	子育て支援課
2	すくすく育児教室の充実	乳児の成長・発達に関する知っておいてほしい情報を伝え、個別相談をすることで子育ての不安や悩みを解消できる場として、継続して実施します。	子育て支援課
3	健診事業の充実	発達の節目の健診を継続して実施し、子どもの健やかな成長を促します。	子育て支援課
4	予防接種事業の充実	保護者への接種状況の確認や接種の奨励を行い、接種率の向上に努めます。 また、医療機関とも協力し、年々複雑化していく予防接種を、安全に実施していけるよう努めます。	子育て支援課

No.	事業名	方向性	担当課
5	歯科保健事業の充実	幼稚園、保育園児のフッ化物洗口を継続し、幼児教育課と協力しながら強化を図ります。	子育て支援課

(3) 母子医療体制の充実

現状

子どもの健やかな発育、発達を推進するためには、必要な時にいつでも診てもらい、相談できる小児医療体制を確立することが大切です。

医療機関は、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や健康状態の把握、子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域で幅広い活動が期待されています。

課題

子どもの病状の変化は急激であることが多く、早急な対応が必要となることから、休日や夜間の救急医療機関の周知徹底を図るなど、安心して生活できる医療体制を整備していくことが必要です。

施策の方向性

○休日や夜間の救急医療機関の情報提供、周知徹底を図り、安心して生活できる医療体制の整備に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	夜間・休日における小児医療機関の情報提供の充実	継続して実施します。	子育て支援課
2	不妊に関する支援の充実	少子化対策の一環として行われている事業であり、不妊で悩む夫婦の経済的な支援として必要な助成事業であるため、継続して実施します。	子育て支援課

(4) 子どもと親の健康への支援体制の整備

現状

核家族化や地域との希薄化の影響により、人とふれあう機会が減少しています。一方、子育てに関する情報が氾濫する中で、母親の多くは妊娠・出産・育児のあらゆる場面において不安を抱えており、精神的な問題や生活上のストレスなど様々な要因により、結果としてわが子への虐待につながってしまうケースが問題となっています。

アンケート調査結果では、子どもを持つ親の多くが、子育てについて何らかの不安や負担を抱えている現状を伺うことができます。虐待を未然に防止するため、各関係機関との連携を取り、情報提供や支援内容を一元的に把握するとともに、積極的なアプローチや家庭児童相談室での相談体制の充実に努めています。

課題

発達の遅れがみられる子どもを持つ保護者に対しては、継続的な相談支援体制を充実させ、カウンセリングや専門機関等を通じて本人及び家族への支援により、子どもの成長に対する不安を取り除いていくことが必要です。

施策の方向性

- 子育て疲れや子育て不安を持つ保護者に対する積極的なアプローチを行うとともに、専門的な相談体制の充実を図ります。
- 子どもの成長に対する不安を取り除くため、発達の遅れがみられる子どもを持つ保護者に対する継続的な相談支援体制や療育支援の充実を図ります。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	育児家庭訪問事業の推進	母親に育児不安がある、子どもに発達障がい疑われる、虐待が心配されるなど、課題を抱えた家庭への支援は虐待予防の視点からも重要であるため、子育て家庭へのきめ細かな支援に努めます。	子育て支援課

No.	事業名	方向性	担当課
2	障がいがある子どもへの支援の充実	障がいのある子ども、または障がいと疑われる子どもが、その子に合った支援が受けられるよう、個別指導や関係機関との連携が重要です。支援・配慮を必要とする児童生徒が増加しているため、同規模の支援員数を保持して情報を共有し、子どもや保護者への支援を共通のものとして継続していきます。 また、巡回相談の活用についても積極的に呼びかけていきます。	子育て支援課 学校教育課 幼児教育課
3	発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実	発達面全般に対する相談を、心理士が行うことで、子どもに合わせた関わり方について助言したり、必要に応じた受診や療育へつなげるなどの支援を今後も継続して実施します。 また、子どもの成長発達を促すための教室を開催します。	子育て支援課
4	子育て中の外国人家庭への支援の充実	外国人母子の健康の保持、増進のため必要な指導、支援を継続して行うために、通訳の配置が必要です。	子育て支援課
5	虐待の予防と早期発見への取組の強化	相談体制の強化、支援を行います。また、赤ちゃん訪問時、母の気持ちを知るためのアンケート（産後うつ 自己チェック表）を実施し、早期に悩みに対応していきます。関係機関との連携を密にし、虐待の予防と早期発見、適切な見守りや支援を行います。	子育て支援課 学校教育課 幼児教育課

(5) 心身の健康づくりの推進

現状

幼児・学童期から、様々な遊びや文化、スポーツ活動、地域活動などに日頃から親しみ、豊かな経験を重ねることは、人を思いやる心や信頼感、地域への愛着など子どもの成長に大きな影響を与えるものです。

近年、家族や地域のあり方の変化に伴い地域の連帯感が薄れつつある中で、子どもたちが集まり・考え・遊ぶ機会が減少しています。

課題

子どもたちの豊かな心を育むためにも、今後もスポーツや体験活動の機会の充実を図るとともに、遊びや各種活動の指導者の育成を進めていくことが必要です。

また、芸術や地域固有の歴史や文化に触れる機会を創造することにより、情操豊かな子どもの育成を図ることが必要です。

施策の方向性

○スポーツや体験活動の機会の充実を図るとともに、遊びや各種活動の指導者の育成に努めます。

○芸術・文化・食育に触れる機会をつくり、情操豊かな子どもの育成に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	歯とからだの健康まつりの充実	歯とからだの健康について、親子一緒に学んでもらえるよう、毎年開催します。	健康増進課
2	親子料理教室の充実	栄養士等による指導・調理実習等を行う食育事業「親子料理教室」を実施します。地域内での家庭のつながりが深まるよう地区ごとに開催し、実施内容の充実を図ります。	健康増進課
3	学校等における思春期の保健対策の充実	中学校段階において、学校の実態や方針を踏まえた上で、保健教育の実施を拡大できるよう検討します。また、市内2校の高校3年生に「こころの健康について」の講話を行います。	健康増進課 学校教育課

3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり

(1) 就学前教育の充実

現状

幼児期は、家庭生活から徐々に地域とのつながりを広げながら、子ども一人ひとりの基本的な生活習慣や主体性を育てていく重要な時期です。

核家族化や親子のライフスタイルの変化、働く母親の増加等により、子どもを取り巻く環境も変化しています。また、物質的に恵まれた生活を送る一方で、望ましい人間関係をつくりあげていくために必要な体験等が不足していると言われています。

子どもたちは集団生活や周囲とのふれあいの中から、生活習慣や自主性、社会性を身につけるとともに、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力を培う機会となることから、小学校以降の生活や学習の基盤を養っていくことが重要となっています。

課題

人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心を持った子どもの健やかな成長を促します。また、家庭教育について保護者が学習し、親子がふれあう機会の充実を図ります。また、子どものために望ましい発達環境を整えることが必要です。

施策の方向性

- 親子のふれあいの機会の充実を図り、子どもの豊かな心と健やかな成長の支援に努めます。
- 豊かな心を育むため、幼児期からの読書活動を推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	親子運動遊びの充実	家庭での遊びを広げ、幼児と親の関わりを深めるため、継続して実施します。	幼児教育課
2	ブックスタート事業の充実	赤ちゃんや保護者に絵本を介して語りかけることにより、心ふれあうひとときのための環境づくりに努めます。	図書館
3	親子読書の推進	人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力を培うため、継続して実施します。	幼児教育課
4	外国語に触れる機会の充実	英語や外国の異文化に触れ、慣れ親しむことを目的とし、継続して実施します。	幼児教育課

(2) 子どもの生きる力を育てるための学校教育環境の整備

現状

少子化に伴い子ども同士の切磋琢磨の機会が減少していることや核家族化に伴い子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になっていることなどにより、子どもが社会性や自主性を身につけるための機会が減少しています。

このような子どもを取り巻く環境の変化に対し、子どもが将来に夢や希望を持ち生きていくため、学校教育に対するニーズはますます複雑化・多様化しています。

課題

豊かで便利な社会の中で、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要です。家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校の果たす役割は大きく、子ども一人ひとりに合った望ましい発達を促していくことが必要です。そのためには、学校教育の中で子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、基礎的な学力の向上を図るとともに、環境の変化に柔軟な対応ができるよう主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育成することが必要です。

施策の方向性

- 小・中学校と連携し、子どもが主体的に判断し、行動できる資質・能力の育成を図ります。
- 基礎基本の確実な定着を目指し、学ぶ意欲を育てるための教育体制づくりを進めます。
- 児童、生徒の心身の健全な育成及び教育の充実を図るため、相談体制の整備を進めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	環境教育の推進	子どもたちが自分たちの生活を取り巻く環境をよりよくしようとする意識を高められるよう、継続していきます。	学校教育課
2	思い出に残る1学校1行事創造事業の推進	課題に立ち向かい、達成感や満足感を得る体験をすることなどを通して、子どもたちの心身の健康を育むこと、思い出をつくることをねらいとして、継続していきます。	学校教育課

No.	事業名	方向性	担当課
3	生きた英語教育推進事業の充実	令和2年度に小学校英語教科化、3・4年生の外国語活動の全面実施となるため、コミュニケーション能力の育成は重要課題です。今後、従来の中学校、小学校5・6年生の授業へのALTの入り込みを3・4年生にも拡大していきます。	学校教育課
4	外国人児童生徒への教育支援の充実	外国人児童生徒は増える傾向にあり、日本人の子どものグローバル教育にも有効であるため、引き続き学校配置を工夫しながら、継続していきます。	学校教育課
5	学校と保護者の協力関係の強化	学校だけで子どもを育てることは困難であることから、家庭と密に連絡を取ることで、協力関係体制づくりに、継続して努めます。	学校教育課
6	安全教育推進事業の充実	自分の身は自分で守る意識を育てるために、防災講演会の実施等を行い、安心・安全教育の推進を継続して実施します。	学校教育課

(3) 保健教育活動の充実

現状

子どもから大人へと大きく変化していく時期である思春期は、多感な時期であることから、多くの課題が生じやすい時期とも言えます。

いじめや不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の問題は、生活習慣病の発症をはじめ、本人の生涯に関わる問題や、健康状態に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生き育てることへの影響も懸念されています。

課題

思春期の子どもたちが抱える様々な問題に対する教育や、相談体制の充実が必要です。

施策の方向性

○健康や心の問題など、思春期特有の悩みに対する相談・支援の充実を図ります。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	学校等における思春期の保健対策の充実（再掲）	中学校段階において、学校の実態や保健教育の方針を踏まえた上で実施を拡大できるよう検討します。また、市内2校の高校3年生に「こころの健康について」の講話を行います。	健康増進課 学校教育課

(4) 地域・家庭における教育への支援

現状

すべての子どもにとって、家庭は最初に出会う最小単位の社会的組織であり、人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心、社会的マナーやルールなどを身につけていく大事な場でもあります。

しかし、核家族化などによって家族規模が縮小している中で、家庭における教育力が低下しつつあることが懸念されています。

課題

保護者に対して家庭教育に関する学習機会や親子のふれあいの機会を提供するとともに、子どもの健やかな成長を促す家庭教育の充実が必要です。

また、未来を担う子どもが健やかに育ち、成長していくためには、子育て中の親を含めた市民一人ひとりが、子育てを自らの問題として関心を高め、社会全体で子育てを支援していくことが重要であり、そのためには地域で子育てを支援する環境づくりが必要です。

施策の方向性

- 保護者に対して家庭教育に関する学習機会や親子のふれあいの機会の提供に努めます。
- 親子がふれあう機会の充実を図るため、各種体験学習などの機会の提供に努めるとともに、親子での参加促進を図ります。
- 互いに支え合う地域をつくるため、地域で子育てを支援する環境づくりを推進します。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	家庭教育支援活動の充実	「ふたば学級」「家庭教育学級」ともに活動を継続します。 家庭教育支援員を配置し、保護者への学習機会の提供等を行います。	社会教育課
2	親子体験教室の充実	親子での参加によるキャンプや自然観察など自然体験を中心とする「親子体験教室」を実施し、自然に親しみながら、親子の触れ合いを深めていきます。	社会教育課
3	子どものための良好な環境整備の推進	青少年補導員による見守りや声かけなどによる補導活動、市職員による立入調査、夏・冬2回の街頭キャンペーンを行います。	社会教育課

(5) 障がい・発達の遅れがある子どもへの支援

現状

障がいのある子どもやその保護者の社会参加を促すためには、まず乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められています。また、幼児期から障がいや発達の遅れの有無にかかわらず、子ども同士の交流を積極的に行うことで、意識上での障壁を解消することが重要です。

一方で、発達障がいなどその特性に対する周囲の理解は未だに十分であるといえないことから、今後も個性や特性などについて周囲の理解を深めていくことが重要です。

課題

障がいのある子どもや保護者が充実した生活を送れるよう支援していきます。また、子ども一人ひとりの個性や特性などのあり方に対する市民の意識を深めていくことが必要です。

施策の方向性

- 障がいのある子どもの積極的な社会参加を促し、乳幼児期からの一貫した支援体制づくりを進めます。
- 障がいに対する市民の理解の促進を図ります。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	交流活動の促進	交流イベント等に垣根なく参加できるように環境づくりに努めます。	地域福祉課
2	学校施設のユニバーサルデザイン化	新居小学校の多機能トイレ設置など、事業を継続して実施します。	教育総務課
3	特別支援教育推進事業	支援・配慮を必要とする児童生徒が増加しているため、同規模の支援員数を保持し、継続して実施します。園児の障がいの緩和及びパニック時の安全確保を中心とした対応、援助を継続します。	学校教育課 幼児教育課
4	言葉の発達に遅れがみられる子どもへの支援	岡崎小学校の通級指導教室指導員、幼児ことばの教室指導員、教育委員会事務局で連携を保ちながら、指導の充実・体制の充実を図ります。また、軽度のことばの発達の遅れ解消を目的とした指導を継続します。	学校教育課 幼児教育課

4 安心して子どもを育てられるまちづくり

(1) まちの安全性の確保

現状

市民のライフスタイルの多様化などに伴い、地域での犯罪抑止機能の低下や、社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が顕著になり、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。

また、インターネットやスマートフォンの急速な普及により、子どもが簡単に情報を収集することが可能となったことで、さらに事件に巻き込まれやすい環境が生まれつつあります。このことから、有害な情報から子どもたちを守り、正しい情報を読み取ることができるよう、対策するための取組が必要となっています。

課題

子どもを犯罪などの被害から守るためには、地域での見守りと声かけ、パトロールの実施、子どもがいつでも助けを求められる環境づくりなど、地域ぐるみで防犯活動を推進し、子どもを守る対策や体制の充実が必要です。

また、子どもは成長とともに行動範囲が拡大し、交通事故に遭う危険性も増加することが考えられるため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育にも力を入れていくことが必要です。

施策の方向性

- 子どもへの見守りや声かけ、パトロールの実施、子どもがいつでも助けを求められる環境づくりなど、地域ぐるみによる防犯活動の充実に努めます。
- 子どもに対する交通安全教育の充実に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	子どもを守る防犯体制の強化	子どもの安全教育を推進し、防犯訓練を各校で工夫しながら進めます。 また、防犯カメラの整備等を検討します。 警察やその他の機関と連携し、防犯情報の市民への周知も進めていきます。	幼児教育課 教育総務課 学校教育課 危機管理課 新居支所
2	地域による声掛け運動の推進	継続して実施します。	危機管理課
3	防犯灯の設置の推進	市民の安全を確保するため、継続して実施します。	危機管理課
4	道路環境の整備	安全な道路整備を進めます。	土木管理課

(2) 子どもが安心して遊べる居場所の確保

現状

家庭や学校だけでなく、地域も子どもの生活の場として大切な役割を担っています。

しかし、少子化等の社会情勢の影響や、交通事情の変化等によって、子どもたちが地域の人や自然と触れ合う機会が減少しています。

こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくさせるだけでなく、仲間意識が希薄になることにより、子どもの人格形成にも大きな影響を与えることが考えられます。

課題

子どもが遊びを通して、地域の人々との交流や地域活動等への関わりを持つとともに、子どもたちが仲間同士でのびのびと、安心して利用できる場を確保することが必要です。

施策の方向性

○子どもたちが、のびのびと安心して利用できるよう、公園や広場などの施設の安全管理に努めます。

○子どもたちが、雨天でものびのびと遊べる場所の確保に努めます。

【具体事業一覧】

No.	事業名	方向性	担当課
1	遊びの広場の利用促進	天候や気候に関係なく子どもが安心して遊べる場所として定着してきました。 また、保護者同士の交流の場にもなっているため、引き続き、遊具の拡充や整備をし、幅広い年齢の子ども遊び場として、機能を充実させていきます。	子育て支援課
2	公園の安全管理	定期的な点検を行い、安全で快適な公園を維持します。	土木管理課

(3) 子育てに配慮した住環境の確保

現状

子どもが健やかに成長していくためには、にぎわいのある良好な住環境の中で、安心・安全に子育てができることが重要です。

人口減少が進む現在、活気に満ちた子育て環境を今後も維持していくためには、子育て世代をまちに呼び込み活性化するような、住居確保に向けた支援が必要となってきました。

課題

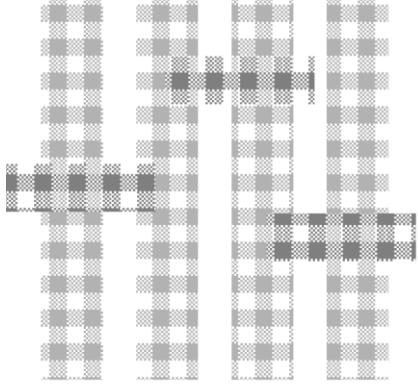
住居の確保に資する情報提供への取組と、子育て家庭のニーズに対応した支援を充実させていくことが必要です。

施策の方向性

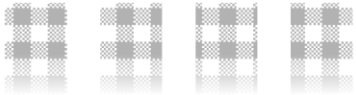
○定住促進のための施策の充実と情報発信に努め、子育てしやすい住居確保を応援することで良好でにぎわいのあるまちづくりを目指します。

【具体事業一覧】

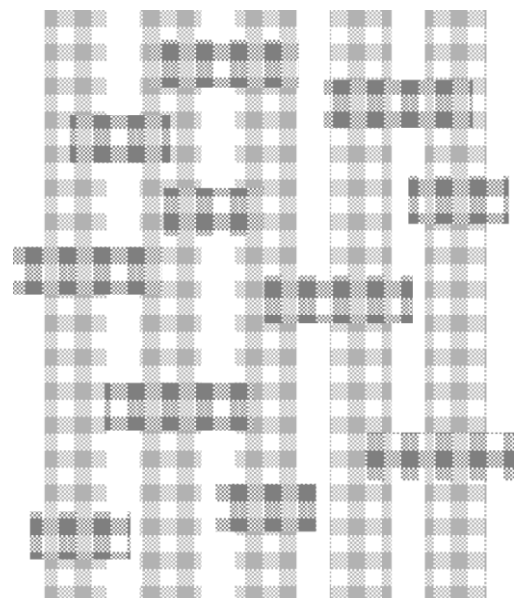
No.	事業名	方向性	担当課
1	若い世代の定住や移住の促進	『住もっか「こさい」定住促進奨励金』を交付することにより、移住定住者の生活安定と定住人口の確保に努めます。	企画政策課
2	市営住宅の効率的な供給の推進	市営住宅の効率的な供給を推進し、世帯の状況に応じ入居ができるよう努めます。	建築住宅課



第6章



推進体制



第6章 推進体制

1 市民及び関係団体等との連携による推進

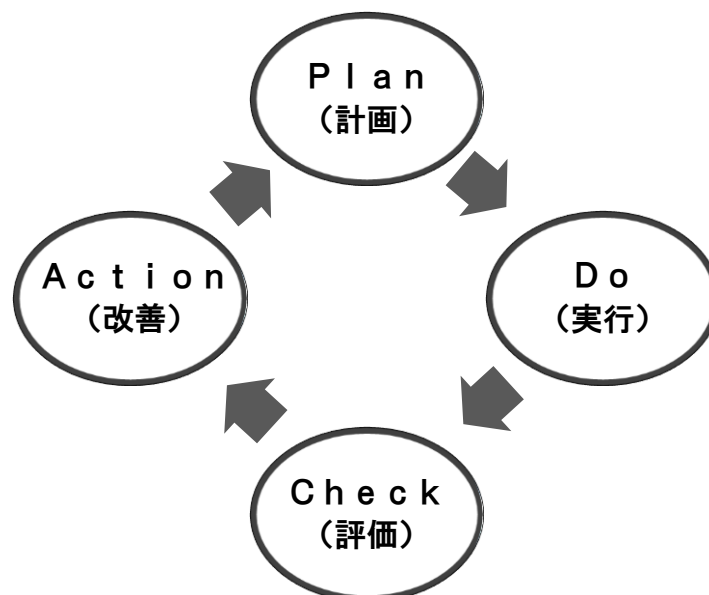
本計画の推進にあたっては、幼稚園・保育園・認定こども園などの子ども・子育て支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。また、計画の広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

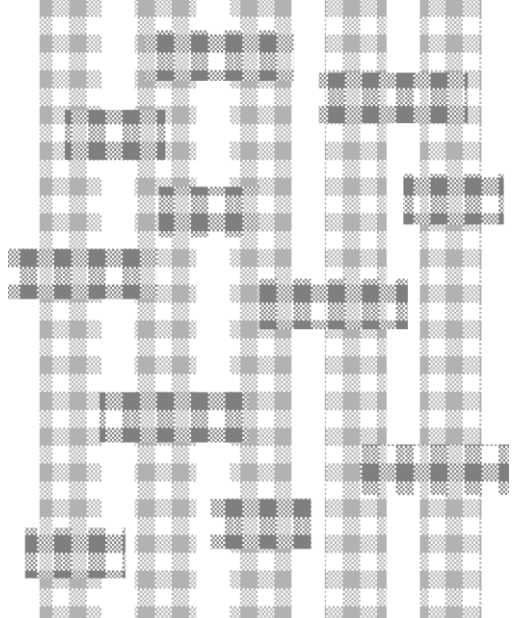
2 計画の周知の推進

広報紙、ホームページ等で事業計画の内容等の情報を公表し、市民へ子育て支援サービスの周知を図り、地域ぐるみの子育て意識の高揚に努めます。

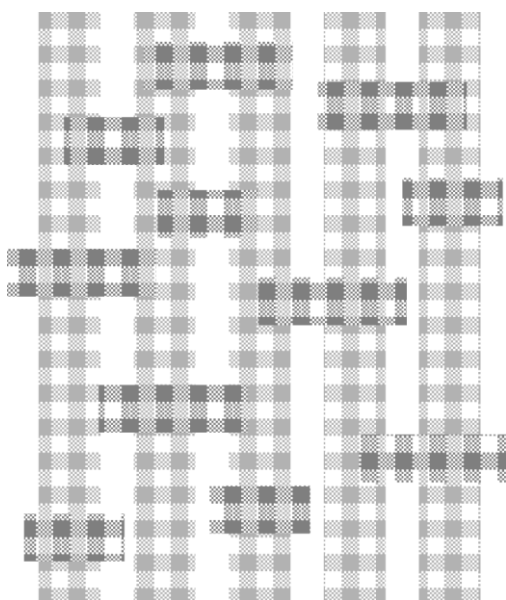
3 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、「湖西市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。また、必要に応じて計画期間の中間年度を目安に見直しを行います。





資料編



資料編

1 湖西市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 2 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、湖西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。


2 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略 順不同)

氏名	所属等	備考
柴田 俊一	常葉大学 教授	会長
鈴木 静香	湖西保育士会 会長 (幼保連携型認定こども園 おかさきこども園)	副会長
飯田 正樹	湖西市公立幼稚園PTA連絡協議会	
高橋 裕之	株式会社デンソー 湖西制作所	
西山 貴志	湖西地区労働者福祉協議会 (プライムアースEVEナジー労働組合)	
倉田 栲子	NPO法人なるっぷスクール	
神谷 尚世	NPO法人コラボりん湖西	
彦坂 晶子	岡崎小学校 放課後児童クラブ	
白井 祐子	幼保連携型認定こども園 しらゆりこども園	
近藤 美保子	湖西市校長会	
飯田 真理子	湖西市民生委員・児童委員協議会	
佐藤 幸夫	湖西市社会福祉協議会	
豊田 千佳	市民(公募委員)	
菅沼 泰久	市民(公募委員)	

3 策定経過

時期	内容
平成30年10月30日	第11回子ども・子育て会議 ・湖西市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画のための市民ニーズ調査について
平成30年12月7日 ～12月21日	アンケート調査の実施
平成31年3月27日	第12回子ども・子育て会議 ・小規模保育事業所の利用定員の設定について ・第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画における市民ニーズ調査の集計結果について
令和元年7月30日	第13回子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画素案（第1章～第3章）について ・第2期子ども・子育て支援事業計画素案（第4章）について
令和元年10月23日	第14回子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画案について
令和元年11月25日 ～12月24日	パブリックコメントの実施
令和2年1月22日	第15回子ども・子育て会議 ・第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画案について ・幼保連携型認定こども園の利用定員の設定について



第2期 湖西市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行元 静岡県 湖西市 子育て支援課

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

TEL 053-576-1813 (直通)

FAX 053-576-1220

URL <https://www.city.kosai.shizuoka.jp/>



